



事 務 連 絡  
令和 6 年 9 月 1 2 日

各医師会長様  
各病院長様

愛知県豊川保健所長

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（医師の働き方改革関係）

本県の医療行政について、日頃から御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

医師の働き方改革について、令和6年4月1日付け医政発0401第12号厚生労働省医政局長通知により病院又は診療所の健康管理体制の整備に関する事項、面接指導及び就業上の措置の実施に関する事項、休息时间（勤務間インターバル及び代償休息）の確保に関する事項、特定労務管理対象機関の労働時間短縮の取組に関する事項、特定労務管理対象機関の指定の有効期間・更新・変更・取消しに関する事項、罰則に関する事項については、本年4月1日から施行されています。

医師の働き方改革を推進するため、厚生労働省が作成した医療機関向け解説スライドを添付しますので、各会員等への周知をお願いいたします。

担 当 総務企画課総務・企画グループ 鈴木・市川  
電 話 0 5 3 3 - 8 6 - 3 1 8 8  
ファックス 0 5 3 3 - 8 9 - 6 7 5 8  
電子メール toyokawa-hc@pref.aichi.lg.jp

各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（医師の働き方改革関係）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）については、令和 3 年 5 月 28 日に公布され、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）等の一部が改正されました。このうち、病院又は診療所の健康管理体制の整備に関する事項、面接指導及び就業上の措置の実施に関する事項、休息时间（勤務間インターバル及び代償休息）の確保に関する事項、特定労務管理対象機関の労働時間短縮の取組に関する事項、特定労務管理対象機関の指定の有効期間・更新・変更・取消しに関する事項、罰則に関する事項については、本年 4 月 1 日から施行することとされています。

本年 4 月 1 日より施行することとされている主な内容及び本通知においてお示しする事項は、下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、必要な取組を行っていただくとともに、管内市町村、管内医療機関を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

## 記

### 第1. 病院又は診療所の健康管理体制の整備に関する事項について（法第 107 条関係）

#### 1. 基本的な考え方

病院又は診療所の管理者は、当分の間、当該病院又は診療所に勤務する医師の健康状態を把握し、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

#### 2. 病院又は診療所の管理者が講ずべき措置

(1) 病院又は診療所の管理者は、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の状況を把握するとともに、把握した労働時間の状況についての記録を作成し、3年間保存するための必要な措置を講じなければならない（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「則」という。）第 61 条第 1 項及び第 2 項）。

(2) 病院又は診療所の管理者は、毎月 1 回以上、一定の期日を定めて当該病院又は診

療所に勤務する医師が各月の時間外・休日労働時間が1か月において100時間を超える見込みの医師及び各月の時間外・休日労働時間が1か月において155時間を超えたとして労働時間短縮のために必要な措置の実施対象者に該当するかどうかの確認を行わなければならない（則第61条第1項、第3項）。

## 第2. 面接指導及び就業上の措置の実施に関する事項について（法第108条、第109条及び第111条関係）

### 1. 基本的な考え方

面接指導は長時間働く医師一人一人の健康状態を確認し、医師の健康確保のため、必要に応じて、管理者が就業上の措置を講ずることを目的として行われる。病院又は診療所の管理者は、当分の間、当該病院又は診療所に勤務する医師のうち、面接指導対象医師に対し、面接指導実施医師による面接指導を行わなければならない（法108条第1項）。また、面接指導対象医師はこの面接指導を受けなければならない（法第108条第2項）。

### 2. 面接指導対象医師の要件

面接指導対象医師の要件は、医業に従事する医師（病院又は診療所に勤務する医師（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者及び船員法（昭和22年法律第100号）第1条第1項に規定する船員である医師を除く。）に限る。）のうち、時間外・休日労働時間が1か月について100時間以上となることが見込まれる者であることとする（則第62条）。

### 3. 面接指導の実施時期

病院又は診療所の管理者は、面接指導対象医師の時間外・休日労働が、月100時間に達するまでの間に面接指導を行わなければならない（則第63条本文）。ただし、特定地域医療提供機関（法123条第1項に規定する特定地域医療提供機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（以下「特定地域医療提供医師」という。）、連携型特定地域医療提供機関（法第118条第1項に規定する連携型特定地域医療提供機関をいう。以下同じ。）から他の病院又は診療所に派遣される医師（同項に規定する派遣に係るものに限る。以下「連携型特定地域医療提供医師」という。）、技能向上集中研修機関（法第119条第1項に規定する技能向上集中研修機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（以下「技能向上集中研修医師」という。）及び特定高度技能研修機関（法第120条第1項に規定する特定高度技能研修機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（以下「特定高度技能研修医師」という。）以外の医師（いわゆる「A水準の医師」）について、疲労の蓄積が認められない場合は、時間外・休日労働が月100時間に達するまでの間に、又は月100時間以上となった後に、遅滞なく行うものとする（則第63条ただし書）。

### 4. 面接指導実施医師の要件

面接指導実施医師の要件は以下のとおり。（法第108条第1項、則第65条）。

- (1) 面接指導対象医師が勤務する病院又は診療所の管理者でないこと
- (2) 医師の健康管理を行うのに必要な知識を修得させるための講習（厚生労働省が実

施する面接指導実施医師養成講習会)を修了していること

## 5. 面接指導の実施方法

(1) 病院又は診療所の管理者は、面接指導対象医師に対して、以下の事項について確認を行うものとする(則第64条)。

- ア 面接指導対象医師の勤務の状況
- イ 面接指導対象医師の睡眠の状況
- ウ 面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況
- エ 上記のほか、面接指導対象医師の心身の状況
- オ 面接指導対象医師の面接指導を受ける意思の有無

(2) 病院又は診療所の管理者は、面接指導実施医師に対し、面接指導を適切に行うために必要な情報として以下の事項について情報提供しなければならない(法第108条第3項、則第67条第1項)。なお、ア及びイについては、前記(1)の確認を行った後速やかに提供することとし、ウについては、面接指導実施医師から情報提供を求められた後、速やかに提供すること(則第67条第2項)。

- ア 面接指導対象医師の氏名
- イ 前記(1)で確認した情報(面接指導対象医師の労働時間に関する情報を含む)
- ウ 面接指導対象医師の業務に関する情報で、面接指導実施医師が必要と認めるもの

(3) 面接指導実施医師は、面接指導により以下の事項について確認を行うこと(則第64条)。

- ア 面接指導対象医師の勤務の状況
- イ 面接指導対象医師の睡眠の状況
- ウ 面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況
- エ 上記のほか、面接指導対象医師の心身の状況

(4) 面接指導対象医師は、自らの勤務する病院又は診療所の管理者が行う面接指導を受けなければならない。ただし、当該管理者の指定した面接指導実施医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の面接指導実施医師の行う面接指導を受け、その結果を証明する以下の事項を記載した書面を当該管理者に提出したときは、この限りではない(法第108条第2項、則第66条第1項)。

- ア 面接指導の実施年月日
- イ 当該面接指導対象医師の氏名
- ウ 面接指導を行った面接指導実施医師の氏名
- エ 当該面接指導対象医師の睡眠の状況
- オ 当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況
- カ 上記のほか、当該面接指導対象医師の心身の状況

## 6. 面接指導実施後の対応

(1) 就業上の措置

- ア 病院又は診療所の管理者は、面接指導(法第108条第2項ただし書の場合において面接指導対象医師が受けた面接指導を含む。)の結果に基づき、当該面接指導対象医師の健康を保持するために必要な措置について、面接指導後(法第

108条第2項ただし書の場合にあっては、当該面接指導対象医師が当該面接指導の結果を証明する書面を病院又は診療所の管理者に提出した後）に遅滞なく、面接指導実施医師の意見を聴かなければならない（法第108条第4項、則第68条）。

イ 病院又は診療所の管理者は、面接指導実施医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、面接指導対象医師の実情を考慮して、遅滞なく、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じなければならない（法第108条第5項、則第69条）。

(2) 時間外・休日労働が月155時間を超える場合の労働時間短縮措置

病院又は診療所の管理者は、面接指導対象医師について、各月の時間外・休日労働が月155時間を超える場合には、遅滞なく、労働時間の短縮のために必要な措置を講じなければならない（法第108条6項、則第70条）。

7. 面接指導等の記録の作成及び保存

(1) 面接指導等の記録の記載内容

病院又は診療所の管理者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果について以下の事項に係る記録を作成して、5年間保存しなければならない（法第108条第7項、則第71条第1項及び第2項）。

ア 5.の(3)に記載する面接指導対象医師への確認事項（勤務の状況、睡眠の状況、疲労の蓄積の状況、その他心身の状況）

イ 5.の(4)に記載する法第108条第2項ただし書の書面の記載事項（面接指導の実施年月日、当該面接指導対象医師の氏名、面接指導実施医師の氏名、睡眠の状況、疲労の蓄積の状況、その他心身の状況）

ウ 病院又は診療所の管理者が聴取した面接指導実施医師の意見

エ 面接指導後における就業上の措置の内容

オ 時間外・休日労働が月155時間を超える場合における労働時間短縮措置の内容

(2) 面接指導等の記録の作成又は保存方法

病院又は診療所の管理者は、前記(1)の記録の作成又は保存について、電磁的記録を使用して行う場合は、以下のいずれかにより作成し、保存しなければならない（法第108条第7項、則第71条第3項及び第4項）。また、必要に応じて、電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに、明瞭かつ整然とした形式で、使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、書面を作成できるように保存しなければならない（法第108条第7項、則第71条第5項）。

ア 記録の作成方法

(ア) 病院又は診療所の管理者が使用する電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（例えば、パーソナルコンピュータ等においてWordファイルやPDFファイル等で作成・記録する方法。以下同。）

(イ) 磁気ディスク等に記録する方法（例えば、CD-ROM等に記録する方法。以下同。）

イ 記録の保存方法

(ア) 作成された電磁的記録を、当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

(イ) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む）により読み取ってできた電磁的記録を当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

#### 8. 面接指導の実施に当たっての病院又は診療所間の連携

病院又は診療所の管理者は、地域の病院又は診療所において面接指導が適切に実施されるよう、医師の労働時間短縮等に関する指針(令和4年厚生労働省告示第7号)に従い、相互に連携を図りながら協力しなければならない(法第109条)。

#### 9. 面接指導等に対する改善命令(法第111条)

都道府県知事は、病院又は診療所の管理者が、正当な理由がなく、第1に規定する必要な体制の整備をしていないと認めるとき、第2の規定にする面接指導を行っていないと認めるとき(第2の5.(4)ただし書に規定する書面が提出されている場合を除く。)又は第2の6.(2)に規定する時間外・休日労働が月155時間を超える面接指導対象医師に対する必要な措置を講じていないと認めるときは、当該病院又は診療所の開設者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

### 第3. 休息时间(勤務間インターバル及び代償休息)の確保に関する事項について(法第110条、123条~126条関係)

#### 1. 概要

勤務間インターバルとは、事前に予定された業務の開始から一定時間内に継続した休息時間を確保することをいう。

病院又は診療所の管理者は、勤務間インターバル中にやむを得ない理由により対象医師を労働させ勤務間インターバルを確保できなかった場合は、当該時間に相当する休息時間(代償休息)を確保しなければならない。

対象医師と特定対象医師では、勤務間インターバルや代償休息の義務内容が異なり、また、特定対象医師のうち、特定臨床研修医は勤務間インターバルや代償休息の内容が異なる。

#### 2. 対象者

勤務間インターバルの対象者は、医業に従事し、以下の要件を満たす医師となります。

##### (1) 対象医師(法第110条第1項本文、則第73条)

時間外労働が年720時間を超えることが見込まれる者又は時間外労働が月45時間を超える月数が年6か月を超えることが見込まれる者(本通知において「対象医師」という。)

##### (2) 特定対象医師(法第123条第1項本文、則第110条)

特定地域医療提供医師、連携型特定地域医療提供医師、技能向上集中研修医師又

は特定高度技能研修医師であって、時間外・休日労働時間が年 960 時間を超えることが見込まれる者（本通知において「特定対象医師」という。）

### 3. 勤務間インターバル・代償休息の内容

#### (1) 対象医師

##### ア 勤務間インターバル（努力義務）

病院又は診療所の管理者は、対象医師に対し、以下（ア）又は（イ）のいずれかの方法により勤務間インターバルを確保するよう努めなければならない。

（ア）24時間以内に9時間の休息を確保する場合（通常の日勤の場合等）（努力義務）

事前に予定された業務の開始から24時間以内に継続した9時間の休息時間を確保するよう努めなければならない（法第110条第1項本文、則第74条、第75条第1号、第76条第1号）。ただし、労働基準法施行規則第23条に基づく宿日直許可のある宿日直（以下「特定宿日直勤務」といいます。）に、当該業務の開始から24時間以内に継続して9時間以上従事させる場合は、この限りではない（法第110条第1項ただし書、則第74条、第77条、医療法第110条第一項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和4年厚生労働省告示第8号））。

（イ）46時間以内に18時間の休息を確保する場合（特定宿日直勤務でない宿日直勤務に従事する場合）（努力義務）

事前に予定された業務の開始から46時間以内に継続した18時間の休息時間を確保するよう努めなければならない（特定宿日直勤務でない宿日直勤務に従事する場合に限る）（法第110条第1項本文、則第74条、第75条第2号、第76条第2号）。

##### イ 代償休息（努力義務）

（ア）勤務間インターバルを確保しなかった場合（努力義務）

病院又は診療所の管理者は、対象医師について勤務間インターバルを確保しなかった場合は、当該予定された勤務間インターバル終了後、労働が発生した月の翌月末日までの間にできるだけ早期に、労働させた時間に相当する時間の休息時間を確保するよう努めなければならない（法第110条第2項、則第78条）。

（イ）特定宿日直勤務中に労働が発生した場合（努力義務）

前記ア（ア）のただし書の場合において、当該病院又は診療所の管理者は、当該特定宿日直勤務中に当該対象医師を労働させた場合、当該特定宿日直勤務の終了後に、当該対象医師に対し、当該労働が発生した月の翌月末日までの間に、当該労働の負担の程度に応じ必要な休息時間を確保するよう努めなければならない（法第110条第3項、則第79条）。

#### (2) 特定対象医師（特定臨床研修医以外）

##### ア 勤務間インターバル（義務）

特定労務管理対象機関の管理者は、特定対象医師（特定臨床研修医以外）に対し、以下（ア）又は（イ）のいずれかの方法により勤務間インターバルを確

保しなければなりません。

(ア) 24時間以内に9時間の休息を確保する場合（通常の日勤の場合等）（義務）

事前に予定された業務の開始から24時間以内に継続した9時間の休息時間を確保しなければならない（法第123条第1項本文、則第111条、第112条第1項第1号、第113条第1項第1号）。ただし、当該業務の開始から24時間以内に特定宿日直勤務に継続して9時間以上従事する場合は、この限りではない（法第123条第1項ただし書、則第111条、第114条）。

(イ) 46時間以内に18時間の休息を確保する場合（特定宿日直勤務でない宿日直勤務を含む場合）（義務）

特定宿日直勤務でない宿日直勤務に従事する場合、事前に予定された業務の開始から46時間以内に継続した18時間の休息時間を確保しなければならない（法第123条第1項本文、則第111条、第112条第1項第2号、第113条第1項第2号）。

イ 代償休息（義務又は配慮義務）

(ア) 勤務間インターバル中に労働が発生した場合（義務）

特定労務管理対象機関の管理者は、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務が発生したことにより、特定対象医師（特定臨床研修医以外）を労働させる必要がある場合は勤務間インターバル中に当該特定対象医師（特定臨床研修医以外）を労働させることができる（法第123条第2項、則第116条第1項）。

この場合において、勤務間インターバルの終了後、当該労働が発生した月の翌月末日までの間にできるだけ早期に、労働させた時間に相当する時間の代償休息を確保しなければならない（法第123条第2項、則第117条第1項本文）。

(イ) やむを得ず継続して15時間を超えることが予定された同一の業務に従事させる場合（義務）

特定対象医師（特定臨床研修医以外）を「継続してやむを得ず15時間を超えることが予定された同一の業務」に従事させる場合は、15時間を超えた時間分については、当該特定対象医師（特定臨床研修医以外）に「勤務間インターバル中に労働をさせたもの」とみなして法第123条第2項を適用し、代償休息を確保しなければならない（法第123条第2項、則第115条第1項）。この場合は、当該業務終了後、次の業務の開始までの間に、15時間を超えた分の時間に相当する代償休息を確保しなければならない（則第117条第1項ただし書）。

「やむを得ず継続して15時間を超えることが予定された同一の業務」とは、例えば、長時間の手術の場合をいう。

(ウ) 特定宿日直勤務中に労働が発生した場合（配慮義務）

前記ア（ア）のただし書の場合において、特定労務管理対象機関の管理者は、特定宿日直勤務中に特定対象医師（特定臨床研修医以外）を労働させた場合、特定宿日直勤務終了後に、当該労働が発生した日の属する月の翌月末



日までの間に、当該労働の負担の程度に応じて、必要な休息時間を確保するよう配慮しなければならない（法第 123 条第 3 項、則第 118 条）。

(3) 特定臨床研修医

ア 勤務間インターバル（義務）

特定労務管理対象機関の管理者は、特定臨床研修医に対し、以下（ア）又は（イ）のいずれかの方法により勤務間インターバルを確保しなければならない。

(ア) 24 時間以内に 9 時間の休息を確保する場合（通常の日勤の場合等）（義務）

特定労務管理対象機関の管理者は、特定臨床研修医に対し、事前に予定された業務の開始から 24 時間以内に継続した 9 時間の休息時間を確保しなければならない（法第 123 条第 1 項本文、則第 111 条、第 112 条第 2 項第 1 号、第 113 条第 2 項第 1 号）。ただし、当該業務の開始から 24 時間以内に継続した特定宿日直勤務に 9 時間以上従事する場合は、この限りではない（法第 123 条第 1 項ただし書、則第 111 条、第 114 条）。

(イ) やむを得ない理由により、業務の開始から 24 時間以内に 9 時間の継続した休息時間を確保できない場合（義務）

やむを得ない理由により、予定された業務の開始から 24 時間以内に 9 時間の継続した休息時間を確保しない場合、特定労務管理対象機関の管理者は、特定臨床研修医に対し、当該業務の開始から 48 時間以内に継続した 24 時間の休息時間を確保しなければならない（法第 123 条第 1 項本文、則第 111 条、第 112 条第 2 項第 2 号、第 113 条第 2 項第 2 号）。

イ 代償休息

(ア) 勤務間インターバル中に労働が発生した場合（義務）

前記アの場合において、特定労務管理対象機関の管理者は、臨床研修の機会を確保するために、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務（臨床研修を適切に修了するために必要な業務に限る。）が発生した場合に速やかに当該業務に従事できるよう勤務間インターバル中に特定臨床研修医を待機させる場合であって、当該勤務間インターバル中に当該業務が発生したことにより、特定臨床研修医を労働させる必要がある場合は、勤務間インターバル中に当該特定臨床研修医を労働させることができる（法第 123 条第 2 項、則第 116 条第 2 項）。

この場合において、勤務間インターバル中に当該特定臨床研修医を労働させた場合は、以下のいずれか早い日までの間に（①が②の前であって、やむを得ない理由により、①までの間に代償休息を確保することが困難な場合には、②までの間にできるだけ早期に）労働させた時間に相当する時間の代償休息を確保しなければならない（法第 123 条第 2 項、則第 117 条第 2 項）。

① 当該勤務間インターバル終了後に労働した日が属する、診療科ごとの研修期間の末日

② 当該勤務間インターバル終了後に労働した月の翌月末日

(イ) 定宿日直勤務中に労働が発生した場合（義務）

前記ア（ア）のただし書の場合において、特定労務管理対象機関の管理者

は、臨床研修の機会を確保するために、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務（臨床研修を適切に修了するために必要な業務に限る。）が発生した場合に速やかに当該業務に従事できるよう特定宿日直勤務に従事させる場合であって、当該特定宿日直勤務中に当該業務が発生したことにより、特定臨床研修医を労働させる必要がある場合は、以下のいずれか早い日までの間に（①が②の前であって、やむを得ない理由により、①までの間に代償休息を確保することが困難な場合には、②までの間にできるだけ早期に）労働させた時間に相当する時間の代償休息を確保しなければならない（法第 123 条第 2 項、則第 115 条第 2 項、第 117 条第 2 項）。

- ① 当該特定宿日直勤務終了後に労働した日が属する、診療科ごとの研修期間の末日
- ② 当該特定宿日直勤務終了後に労働した月の翌月末日

#### (4) 災害時等の休息時間の対応

ア 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、特定労務管理対象機関の管理者は、当該特定労務管理対象機関の所在地の都道府県知事の許可を受けて、その必要の限度において勤務間インターバル及び代償休息の確保を行わないこととすることができる。ただし、事態急迫のために当該都道府県知事の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない（法第 123 条第 4 項）。

イ アの事後の届出があった場合において、都道府県知事が勤務間インターバル及び代償休息の確保を行わなかったことを不相当と認めるときは、その後に必要な休息時間を確保すべきことを、命ずることができる（法第 123 条第 5 項）。

#### 4. 勤務間インターバル及び代償休息に関する記録の作成・保存

特定労務管理対象機関の管理者は、特定対象医師に対する勤務間インターバル及び代償休息の確保に関する記録を作成し、これを 5 年間保存しなければならない（法第 124 条、則第 119 条第 1 項）。また、記録の作成又は保存について、電磁的記録を使用して行う場合は、以下のいずれかにより作成し、保存しなければならない（法第 124 条、則第 119 条第 2 項）。また、必要に応じて、電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに、明瞭かつ整然とした形式で、使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、書面を作成できるように保存しなければならない（法第 124 条、則第 119 条第 2 項）。

##### (1) 記録の作成方法

ア 特定労務管理対象機関の管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（例えば、パーソナルコンピュータ等において Word ファイルや PDF ファイル等で作成する方法。以下同。）

イ 磁気ディスク等をもって調製する方法（例えば、CD-ROM 等に記録することにより作成する方法。以下同。）（法第 124 条、則第 119 条第 2 項）。

##### (2) 記録の保存方法

ア 作成された電磁的記録を当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたフ

ファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  
イ 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）  
により読み取ってできた電磁的記録を当該管理者の使用に係る電子計算機に備  
えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存す  
る方法

5. 勤務間インターバル及び代償休息の確保に当たっての病院又は診療所間の連携

特定労務管理対象機関の管理者は、当該特定労務管理対象機関に勤務する医師のうち複数の病院又は診療所に勤務する者に係る勤務間インターバル及び代償休息を適切に確保するために必要があると認めるときは、当該医師が勤務する他の病院又は診療所の管理者に対し、必要な協力を求めることができる（法第 125 条第 1 項）。また、病院又は診療所の管理者は、当該協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めなければならない（法第 125 条第 2 項）。

6. 勤務間インターバル及び代償休息に対する改善命令（法第 126 条）

都道府県知事は、特定労務管理対象機関の管理者が、正当な理由がなく、第 2 に規定する勤務間インターバル又は代償休息に規定する休息時間の確保を行っていないと認めるときは、当該特定労務管理対象機関の開設者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第 4. 特定労務管理対象機関の労働時間短縮の取組に関する事項について（法第 122 条）

1. 特定労務管理対象機関の管理者は、医師の労働時間の短縮に関する計画（以下「労働時間短縮計画」という。）に基づき、医師の労働時間の短縮のための取組を実施しなければならない（法第 122 条第 1 項）。

(1) 特定労務管理対象機関の管理者は、特定労務管理対象機関の指定を受けた後、遅滞なく、労働時間短縮計画を定めなければならない（法第 114 条、第 118 条第 2 項、第 119 条第 2 項、第 120 条第 2 項）。

(2) 特定労務管理対象機関の管理者は、1 年ごとに、当該特定労務管理対象機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いた上で、労働時間短縮計画についてその見直しのための検討を行い、必要があると認めるときは、労働時間短縮計画の変更をするとともに、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類に変更後の労働時間短縮計画を添えて、これらを当該特定労務管理対象機関の所在地の都道府県知事に提出しなければならない（法第 122 条第 2 項）。

(3) 特定労務管理対象機関の管理者は、(2) の規定により労働時間短縮計画についてその見直しのための検討を行った結果、その変更をする必要がないと認めるときは、その旨を記載した書類を当該特定労務管理対象機関の所在地の都道府県知事に届け出なければならない（法第 122 条第 3 項）。

第 5. 特定労務管理対象機関の指定の有効期間・更新・変更・取消しに関する事項について

1. 特定労務管理対象機関の指定の有効期間について

特定労務管理対象機関の指定は、3 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の

経過によって、その効力を失う（法第 115 条第 1 項、第 118 条第 2 項、第 119 条第 2 項、第 120 条第 2 項）。

## 2. 特定労務管理対象機関の指定の更新について

更新の申請があった場合において、指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する（法第 115 条第 2 項）。なお、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする（法第 115 条第 3 項）。

特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関の指定の更新の手続きは、各指定の申請の手続を準用する（法第 115 条第 4 項、則第 84 条、法第 118 条第 2 項、則第 91 条、法第 119 条第 2 項、則第 98 条、法第 120 条第 2 項、則第 105 条）。

## 3. 特定労務管理対象機関の指定要件に係る事項の変更について

(1) 特定労務管理対象機関の開設者は、特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関の指定に係る医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該特定労務管理対象機関の指定をした都道府県知事の承認を受けなければならない。この場合において、当該特定労務管理対象機関の管理者は、あらかじめ、当該特定地域医療提供機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて、労働時間短縮計画の見直しのための検討を行い、必要な変更を加えるとともに、医療機関勤務環境評価センターによる評価を受けなければならない（法第 116 条第 1 項、則第 85 条第 1 項及び第 2 項）。

(2) 特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関における軽微な変更については以下のとおり。

### ア 特定地域医療提供機関の軽微な変更

当該特定地域医療提供機関が提供する法第 113 条第 1 項各号に掲げる医療の変更に伴う同項に規定する業務の内容の変更その他当該業務の重要な変更以外のもの（法第 116 条第 1 項、則第 85 条第 1 項）

### イ 連携型特定地域医療提供機関の軽微な変更

法第 118 条第 1 項の派遣をされる医師の派遣先の病院又は診療所の変更その他当該連携型特定地域医療提供機関における同項の派遣を行う機能の変更を伴わない変更（法第 118 条第 2 項、則第 92 条第 1 項）

### ウ 技能向上集中研修機関の軽微な変更

以下の病院の区分に応じ、それぞれに定める変更その他技能向上集中研修機関としての医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務の重要な変更以外のもの（法第 119 条第 2 項、則第 99 条第 1 項）

(ア) 臨床研修病院 専門研修病院としての医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務の追加

(イ) 専門研修病院 臨床研修病院としての医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務の追加

#### エ 特定高度技能研修機関の軽微な変更

特定高度技能研修機関の指定に係る特定分野の変更に伴う医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務の内容の変更その他当該業務の重要な変更以外のもの（法第 120 条第 2 項、則第 106 条第 1 項）

- (3) 特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関の指定の変更の手続き及び変更に伴う公示の手続きは、各指定の手続きを準用する（法第 116 条第 2 項、則第 85 条第 3 項及び第 4 項、法第 118 条第 2 項、則第 92 条第 3 項及び第 4 項、法第 119 条第 2 項、則第 99 条第 3 項及び第 4 項、法第 120 条第 2 項、則第 106 条第 7 条及び第 8 条）。

#### 4. 特定労務管理対象機関の指定の取消しについて

- (1) 都道府県知事は、特定労務管理対象機関が以下のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる（法第 117 条第 1 項、第 118 条第 2 項、第 119 条第 2 項、第 120 条第 2 項）。

ア 特定労務管理対象機関における医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務がなくなると認められるとき。

イ 特定労務管理対象機関の指定の要件を欠くに至ったと認められるとき。

ウ 指定に関し不正の行為があったとき。

エ 特定労務管理対象機関の開設者が法第 111 条（第 2 の 9.）又は第 126 条（第 3 の 6.）の規定に基づく命令に違反したとき。

- (2) 都道府県知事は、指定を取り消すに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない（法第 117 条第 2 項、第 118 条第 2 項、第 119 条第 2 項、第 120 条第 2 項）。

- (3) 都道府県知事は、指定を取消したときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない（法第 117 条第 3 項、則第 86 条、法第 118 条第 2 項、第 119 条第 2 項、第 120 条第 2 項）。

#### 5. 特定労務管理対象機関の指定の更新、変更、取消しの手続き等に関する事項について

特定労務管理対象機関の更新、変更、取消しの手続き等の詳細については、「都道府県が行う特定労務管理対象機関の指定等に係る手順書（第 2 版）の作成について」（令和 6 年 3 月 11 日付け事務連絡）を参照すること。

### 第 6. 読替え規定

1. 法第 24 条の 2 に規定する改善命令からの適用除外、法第 30 条に規定する事後の弁明の機会の付与の適用

法第 24 条の 2 及び第 30 条の規定の適用については、当分の間、以下のとおり読み替えることとする（法第 127 条）。法第 24 条の 2 の読替えは、法違反のうち、法第 107 条、第 108 条第 1 項、同条第 6 項、第 123 条第 1 項本文、同条第 2 項の各違反が法第 111 条、第 126 条に基づく改善命令の対象となることから、法第 24 条の 2 第 1 項に基づく改善命令の対象から除外することとするものである。また、法第 30 条の読替えは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 2 項第 1 号の規定により弁

明の機会の付与又は聴聞を行わずに改善命令を行った場合における事後的な弁明の機会の付与の対象に、法第 111 条、第 126 条に基づく改善命令を追加するものである。

法第 24 条の 2 第 1 項	都道府県知事は、病院、診療所若しくは助産所の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき（第二十三条の二、 <u>前条第一項、第百十一条又は第百二十六条</u> に規定する場合を除く。）は、この法律の施行に必要な限度において、当該病院、診療所又は助産所の開設者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
法第 30 条	都道府県知事は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第二項第一号の規定により、あらかじめ弁明の機会の付与又は聴聞を行わないで第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十八条、 <u>第二十九条第一項若しくは第三項、第百十一条又は第百二十六条</u> の規定による処分をしたときは、当該処分をした後三日以内に、当該処分を受けた者に対し、弁明の機会の付与を行わなければならない。

#### 6. 特定対象医師についての労働基準法第 141 条の規定の適用

特定対象医師についての労働基準法第 141 条の規定の適用については、以下のとおり読み替えることとする（法第 128 条）。労働基準法第 141 条第 2 項、同条第 3 項の読替えは、特定対象医師についての労働基準法上の特別延長時間及び時間外・休日労働の上限について、労働基準法施行規則とは別の委任省令により定めることとするものである。具体的には、医療法第 128 条の規定により読み替えて適用する労働基準法第 141 条第 2 項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令（令和 4 年厚生労働省令第 6 号）において定めることとしている。同省令の施行については、基発 1226 第 7 号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（令和 4 年 12 月 26 日）を参照されたい。

労働基準法第 141 条第 2 項	前項の場合において、第三十六条第一項の協定に、同条第二項各号に掲げるもののほか、当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に前項の規定により読み替えて適用する同条第三項の厚生労働省令で定める時間を超えて労働させる必要がある場合において、同条第二項第四号に関して協定した時間を超えて労働させることができる時間（同号に関して協定した時間を含め、同条第五項に定める時間及び月数並びに労働者の健康及び福祉並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号） <u>第二百二十二条第一項に規定する特定労務管理対象機関（次項において単に「特定労務管理対象機関」という。）における業務の性質</u> を勘案して厚生労働省令で定める時間を超えない範囲内に限る。）その他厚生労働省令で定める事項を定めることができる。
労働基準法第 141 条第 3 項	使用者は、第一項の場合において、第三十六条第一項の協定で定めるところによつて労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であつても、同条第六項

	に定める要件並びに労働者の健康及び福祉並びに特定労務管理対象機関における業務の性質を勘案して厚生労働省令で定める時間を超えて労働させてはならない。
--	---

第7. 罰則に関する事項について

1. 第2の9の規定に基づく面接指導等に対する改善命令又は第3の6の規定に基づく休息時間の確保に対する改善命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する（法第148条）。
2. 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して上記1.の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても上記1.の罰金刑を科する（法第150条）。

# 医師の働き方改革にかかる 医療法第25条第1項に基づく立入検査について（医療機関向け）

厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



# 医療法第25条第1項に基づく立入検査 の実施について

# 立入検査項目

医師の働き方改革関係の医療法の施行に伴い、令和6年度以降、医療法第25条第1項に基づく立入検査において新たに確認が必要な検査項目があります。

項目	概要	対象
<b>1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)</b>	時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。	全医療機関
<b>2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)</b>	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じていることを確認。	
<b>3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)</b>	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。	
<b>4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)</b>	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師（特定対象医師）に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認	特定労務管理対象機関

※特定労務管理対象機関：都道府県知事が、病院又は診療所であって、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められるものを、指定した特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関の総称。

# 1. 面接指導の実施

面接指導の実施状況の確認の概要は以下のとおり。

## 1. 確認事項

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。

## 2. 確認方法

### (1) 面接指導対象医師をリストアップ

医療機関は、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧」(※)を提示。確認対象である面接指導対象医師をリストアップする。

### (2) 面接指導の実施を確認

- 医療機関は「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」(※)を提示。必要な事項が記載されており、適切な時期に面接指導が実施されていることを確認。
- 面接指導実施医師により面接指導が実施されていることを確認。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

# 1. 面接指導の実施

面接指導対象医師のリストアップのイメージは以下のとおり。

## (1) 面接指導対象医師をリストアップ

医療機関は、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧」を提示する。

当該面接指導対象医師に対し、面接指導が実施されていることを確認する。

- 医療機関に提示を求める一覧は、「年月」、「氏名」、「時間外・休日労働時間数」が、記載された資料の提示。
- 対象となる医師は医業（診療）に従事する医師のみ。（産業医、健診センター・血液センター等の診療を直接の目的とする業務を行わない医師は除く。なお、診療に従事する医師であれば、管理監督者も対象となる。）

一覧のイメージ

年月	所属	役職	氏名	超勤
202404	呼吸器内科	医員	〇〇 〇〇	115
202404	循環器内科	副院長	〇〇 〇〇	108.5
202404	循環器内科	専攻医	〇〇 〇〇	109
202406	循環器内科	研修医	〇〇 〇〇	100.5
202406	小児科	研修医	〇〇 〇〇	101
202406	心臓血管外科	専攻医	〇〇 〇〇	119.35
202407	心臓血管外科	部長	〇〇 〇〇	110.63
202408	心臓血管外科	医長	〇〇 〇〇	102.28
202409	消化器外科	専攻医	〇〇 〇〇	103
202409	整形外科	専攻医	〇〇 〇〇	152.33
202410	心臓血管外科	専攻医	〇〇 〇〇	105.5
202410	整形外科	専攻医	〇〇 〇〇	136.41
202410	外科	研修医	〇〇 〇〇	101.5
202410	呼吸器内科	専攻医	〇〇 〇〇	102.95
202411	心臓血管外科	研修医	〇〇 〇〇	100.5
202411	整形外科	医長	〇〇 〇〇	118.91
202411	脳神経外科	専攻医	〇〇 〇〇	111.5
...	...	...	...	...

※一覧について、具体的には、勤怠管理表、勤怠管理システムの記録、その他これらの資料をもとに医療機関が作成した対象者リスト等が考えられる。

### 【補足・留意事項等】

- 多数の場合は任意の複数名の調査
  - ・ 検査対象の面接指導対象医師が多数の場合は、対象者の一覧から検査する複数名の対象者、年月を指定して検査を行うことがあります。（例：A医師が100時間以上となった5月分等。）
  - ・ 任意の複数名について検査する場合、面接指導対象医師の背景に偏りが生じないようにする観点から、「診療科」、「対象年月」、「特定対象医師（特定臨床研修医を含む）か否か」等を確認して検査対象を決定する場合があるため、資料に予め記載するか、回答できるように準備すること。
- 令和6年度の対応
  - ・ 令和6年度の立入検査の実施に当たっては、直近1年分ではなく、令和6年4月以降における月別の時間外・休日労働時間数が分かる資料を求める等、施行初年度であることを鑑みた対応としてとなることが想定される。

# 1. 面接指導の実施

面接指導の実施の確認の方法のうち、「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」の確認のポイントは以下のとおり。

## (2) 面接指導の実施を確認

□ 「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」に以下の事項が記載されており、適切な時期に面接指導が実施されていることを確認。

- ① 面接指導の実施年月日
- ② 面接指導対象医師の氏名
- ③ 面接指導を行った面接指導実施医師の氏名
- ④ 面接指導対象医師の勤務の状況
- ⑤ 面接指導対象医師の睡眠の状況
- ⑥ 面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況
- ⑦ その他面接指導対象医師の心身の状況

長時間労働医師面接指導結果及び意見書				【管理番号】
面接指導結果・面接指導実施医師の意見				
② 対象者氏名		所属		
		生年月日	年 月 日	
④ 勤務の状況 (労働時間 労働時間以外の項目)				
⑤ 睡眠負債の状況 (特記事項)	(低) 0	1	2	3 (高) (本人報告・補聴器使用)
⑥ 疲労の蓄積の状況 (特記事項)	(低) 0	1	2	3 (高) (労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト)
⑦ その他の心身の状況				
本人への指導内容 及び 管理者への意見 (複数選択可・該当項目の左に○をつける)				
就業上の措置は不要です				
以下の心身の状況への対応が必要です (○で囲む) 専門医受診勧奨・異動を含む産業医連携・その他 (特記事項へ記載)				
以下の勤務の状況への対応が必要です (○で囲む) 上司相談・異動を含む産業医連携・その他 (特記事項へ記載)				
(特記事項)				
① 面接指導年月日		年 月 日		
面接指導実施医師	(所属)		③ 氏名	※署名等

※上記資料は、法令等で定められた様式ではなく参考にお示ししているものです。  
①～⑦以外の項目の設定や、様式のレイアウトは医療機関ごとに異なりますので  
ご留意下さい。

### 【補足・留意事項等】

#### ○面接指導の実施時期

面接指導は、原則、時間外・休日労働時間が月100時間に達するまでの間に実施されている必要があるため、面接実施日が月末近くである等、該当している可能性が考えられる場合には、面接指導実施日までの時間外・休日労働時間を提示すること。なお、特例水準の医師以外で一定の疲労蓄積が認められる場合(※)に該当しない場合には、月100時間以上となった後、遅滞なく実施することもとされているため、月100時間に達するまでの間に実施していない場合にあっては、このケースに該当することを提示すること。

※「一定の疲労蓄積が認められる場合」とは、以下のいずれかに該当した場合を指す。

- ・ 前月の時間外・休日労働時間数： 100時間以上
- ・ 直近2週間の1日平均睡眠時間： 6時間未満
- ・ 面接指導の希望： 有
- ・ 疲労蓄積度チェック： 「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」において、自覚症状がⅣ又は疲労蓄積度の点数が4以上

#### ○書面の確認 (管理者が指定した面接指導実施医師以外の面接指導の場合)

管理者が指定した面接指導実施医師以外の面接指導実施医師により実施されている場合は、その面接指導を証明する書面が管理者に提出されている必要がありますので、書面で提出されていることを提示すること。

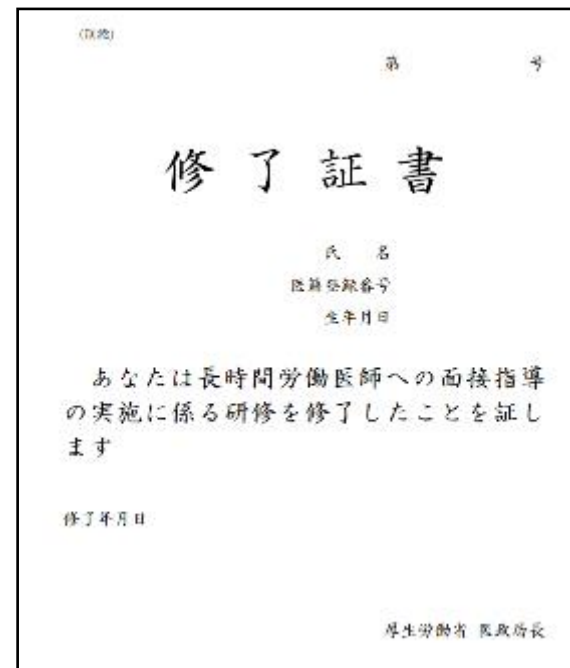
# 1. 面接指導の実施

以下により、面接指導実施医師により面接指導が実施されていることを確認して下さい。

## ② 面接指導の実施を確認

- 面接指導実施医師により面接指導が実施されていることを確認。
  - 面接指導実施医師が、医師の健康管理を行うのに必要な知識を修得させるための講習を修了しているか、「**修了証書**」(※)を提示。
  - 当該医療機関の管理者ではないことに留意。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。



### 【補足・留意事項等】

- ・「医師の健康管理を行うのに必要な知識を修得させるための講習」は、令和5年度時点においては、厚生労働省が実施する「面接指導実施医師養成講習会」のみが該当する講習となる。

※参考：「面接指導実施医師養成講習会」の詳細については確認する場合は、以下のURL参照。

<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/04.html>

## 2. 就業上の措置

面接指導の就業上の措置の実施状況の確認の概要は以下のとおり。

### 1. 確認事項

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認の上、面接指導実施医師意見に基づき、措置の要否や措置の内容について記載された記録があることを確認。

### 2. 確認方法

#### (1) 面接指導対象医師をリストアップ

医療機関は、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧」(※)を提示し、確認対象である面接指導対象医師をリストアップする。 ※「1. 面接指導の実施」と同じ一覧。

#### (2) 面接指導の就業上の措置の実施を確認

- 面接指導実施医師の意見に基づく措置内容について、「措置の要否や措置の内容について記載された記録」(※)を提示し、必要な記載があることを確認。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

## 2. 就業上の措置

### (2) 就業上の措置の状況を確認

面接指導実施医師意見に基づき、「措置の要否や措置の内容について記載された記録」(\*)があることを確認する。

「措置の要否や措置の内容」について記載されていること。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

#### 【補足・留意事項等】

- 管理者は、その必要があると認める場合に、適切な就業上の措置を講じなければなりません。
- 具体的措置内容の例は以下のとおり。
  - ・就業上の措置は特に指示なし
  - ・産業医面談を実施した上で最終判断とするが、産業医面談までは就業上の措置は特に指示なし
  - ・慢性睡眠不足の解消のため、当直・連続勤務を制限(〇回/月まで)する
  - ・医療機関の受診後の診断書をもって最終判断とするが、それまでは就業内容を〇〇のみとする
  - ・人間関係に伴うストレス回避のため、就業場所を変更する(手術室での就業を中止し病棟業務のみ)
  - ・心身への健康被害が想定され、就業を制限(時間外労働の制限、就業内容・場所の変更(外来業務のみ等)、就業時間の制限(〇時〇分~〇時〇分まで)等)する等
- 就業上の措置の要否の判断や実施内容の妥当性を確認する趣旨ではなく、面接指導実施医師の意見聴取・要否判断の有無・措置の実施といった法令で規定されている健康確保のための手続が実施されているかという観点で確認。

長時間労働医師面接指導結果及び意見書				[管理番号]
面接指導結果-面接指導実施医師意見				
対象者氏名	所属			
	生年月日	年 月 日		
勤務の状況 (労働時間、 労働時間以外の項目)				
健康自覚の状況	(低) 0	1	2	3 (高) (本人報告・医師評価表) (特記事項)
疲労の蓄積の状況	(低) 0	1	2	3 (高) (労働者の疲労蓄積率自己診断チェックリスト) (特記事項)
その他の心身の状況				
本人への指導内容 及び 管理者への意見 (複数選択可・該当項目の左に〇をつける)				
	就業上の措置は不要です			
	以下の心身の状況への対応が必要です (〇で囲む) 専門医受診勧奨・面談を含む産業医連携・その他(特記事項へ記載)			
	以下の勤務の状況への対応が必要です (〇で囲む) 上司相談・面談を含む産業医連携・その他(特記事項へ記載)			
(特記事項)				
面接実施年月日	年 月 日			
面接指導実施医師	(所属)	(氏名) ※署名等		
面接指導実施医師は、この線上まで記載した内容(管理者が面接指導実施医師意見に基づく措置内容を記載する前)で、本書面を検査機関に提出してください。				
面接指導実施医師意見に基づく措置内容 (管理者及び事業者が記載)				
※時間外・休日労働が月155時間を超えた場合は労働時間短縮のための措置が必要です。 年 月 日				
確認欄 (署名等) ※提出を受けた医療機関で記載してください。				
医療機関名 (管理者)				(事業者)



### 3. 就業上の措置（155時間超の場合）

#### 1. 確認事項

時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。



#### 2. 確認方法

##### (1) 対象の医師をリストアップ

医療機関は、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が155時間超となった医師の一覧」(※)を提示し、確認対象である医師をリストアップする。



##### (2) 労働時間短縮のための措置を確認する

- 「労働時間短縮のための必要な措置の内容について、記載された記録」(※)を提示し、必要な記載があることを確認。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

### 3. 就業上の措置（155時間超の場合）

#### （2）労働時間短縮のための措置を確認

「労働時間短縮のための必要な措置の内容について、記載された記録」(※)があることを確認する。

○ 「措置の内容」について記載されていること。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

時間外・休日労働が155時間超となった医師の措置について

労働時間短縮のための措置内容

(管理者)

年 月 日

※上記資料は、法令等で定められた様式ではなく参考にお示ししているものです。  
様式のレイアウトは医療機関ごとに異なりますのでご留意下さい。

#### 【補足・留意事項等】

- 月の時間外・休日労働が155時間を超える場合、管理者は労働時間短縮のために必要な措置を講じなければなりません。労働時間短縮のための措置の内容が記載されていることが必要です。
- 具体的措置内容の例は以下のとおり。
  - ・慢性睡眠不足の解消のため、当直・連続勤務を制限（〇回/月まで）する
  - ・医療機関の受診後の診断書をもって最終判断とするが、それまでは就業内容を〇〇のみとする
  - ・人間関係に伴うストレス回避のため、就業場所を変更する（手術室での就業を中止し病棟業務のみ）
  - ・心身への健康被害が想定され、就業を制限（時間外労働の制限、就業内容・場所の変更（外来業務のみ等）、就業時間の制限（〇時〇分～〇時〇分まで）等）する 等
- 労働時間短縮のための措置の実施内容の妥当性を確認する趣旨ではなく、法令で規定されている健康確保のための措置が実施されているかという観点で確認してください。

## 4. 勤務間インターバル・代償休息の確保

対象：特定労務管理対象機関

### 1. 確認事項

特定労務管理対象機関の特定対象医師について、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認。

### 2. 確認方法

#### (1) 特定対象医師の名簿の提示

- 医療機関は、「特定対象医師の名簿」(※)を提示する。立入検査を実施する機関は、当該リストから確認対象とする複数の医師を指定する。

(特定対象医師)

特定労務管理対象機関に勤務する医師のうち、その予定されている労働時間の状況が1年について時間外・休日労働時間が960時間を超えることが見込まれる者

#### (2) 勤務状況が分かる資料の提示

- 医療機関は、指定された医師に関し、「直近1年間のうち任意の1ヶ月分の勤務予定及び勤務時間の実績等の勤務状況が分かる資料」(※)を提示する。

#### (3) 勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認する

- 勤務状況が分かる資料を確認し、指定した医師について勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認する。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

## 4 勤務間インターバル・代償休息の確保

### 2. 確認方法

#### (1) 特定対象医師の名簿の提示

- 医療機関は、「特定対象医師の名簿」(※)の提示し、立入検査を実施する機関は、当該名簿から確認対象とする複数の医師を指定する。  
(指定の際、特定臨床研修医がいる場合には特定臨床研修医を含む。)

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

#### 特定対象医師の名簿

特定対象医師一覧

起算日：令和6年4月1日

特例水準	診療科	医師氏名	延長することができる時間数（法定労働時間を超える時間数）
B水準	〇〇科	〇〇 〇〇	1000時間
B水準	〇〇科	〇〇 〇〇	1200時間
B水準	〇〇科	〇〇 〇〇	1200時間
連携B水準	〇〇科	〇〇 〇〇	800時間
連携B水準	〇〇科	〇〇 〇〇	870時間
C水準	臨床研修医	〇〇 〇〇	1100時間
C水準	〇〇科	〇〇 〇〇	1200時間
C水準	〇〇科	〇〇 〇〇	1200時間
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...

※上記資料は、法令等で定められた様式ではなく参考にお示ししているものです。  
様式のレイアウトは医療機関ごとに異なりますのでご留意下さい。

#### 【令和6年度の対応】

- 令和6年度の立入検査の実施に当たっては、直近1年分ではなく令和6年4月以降の月別の時間外・休日労働時間数が分かる資料を求める等、施行初年度であることを鑑みた対応となることが想定される。

# 4 勤務間インターバル・代償休息の確保

## (2) 勤務状況が分かる資料の提示

□ 医療機関は、指定した医師に関し、以下の項目が記載されている勤務状況が分かる資料を提示。

○ 勤務予定開始・終了時間、勤務開始・終了時間の実績が記載されていること(※)。

※兼業・副業先の勤務時間を含む。労働時間に該当しない研さん等の時間は勤務時間に含まない。

- その他、円滑な確認のため以下についても一覧に記載または別途資料を提出すること。
  - ・ 宿日直の時間及びそのうち許可あり宿日直の時間
  - ・ 勤務間インターバルの確保方法(どのパターンか)
  - ・ 勤務間インターバルの確保時間
  - ・ 勤務間インターバル中に発生したやむを得ない業務の時間
  - ・ 代償休息を確保した日時

### 【立入検査の実施準備に当たっての補足・留意事項等】

上記の「勤務状況が分かる資料」は、勤怠管理システム等で管理されていることが想定されるが、資料として常備していない項目が含まれることも想定されるため、医療機関は資料の準備に時間を要すると考えられる。円滑な検査の実施に資するよう例えば以下のような工夫を検討することを想定しています

- ・ 立入検査の1週間前までに特定対象医師のリストの提出を求める。
- ・ リストの提出を受けて、検査日の数日前までに、立入検査当日に確認する特定対象医師の複数名の特定の月の指定を伝え、当該医師の勤務状況が分かる資料の準備を指示する。その際に、リストに特定臨床研修医が含まれる場合は、1名以上指定する。  
Ex) 特定対象医師(A診療科)の8月分、特定対象医師(B診療科)の10月分、特定臨床研修医の11月分

勤務状況が分かる資料(イメージ)

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可ありの宿日直従事時間)	インターバル時間	時間数	インターバル中に発生したやむを得ない業務に従事した勤務時間	代償休息の付与日時
7/1(土)		休み						
7/2(日)		休み						
7/3(月)	24/9	8:30~17:15	8:30~23:30		23:30~24:00	00:30		
7/4(火)	24/9(許可有)	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00 (17:15~24:00)	0:00~8:30 17:15~24:00	08:30 06:45	2:00~3:00	7/18 8:30~9:30
7/5(水)	"	0:00~8:30	0:00~12:00	0:00~8:30 (0:00~8:30)	0:00~2:15	02:15		
7/6(木)	24/9	8:30~17:15	8:30~21:00		21:00~24:00	03:00		
7/7(金)	24/9	兼業等 8:30~17:15	8:30~22:00		0:00~6:00 22:00~24:00	06:00 02:00		
7/8(土)		休み			0:00~7:00	07:00		
7/9(日)	46/18	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00				
7/10(月)	"	0:00~8:30	0:00~12:30	0:00~8:30	12:30~24:00	11:30		
7/11(火)	24/9	兼業等 8:30~12:30 18:45~23:30	8:30~12:30 18:45~23:30		0:00~6:30	06:30		
7/12(水)	24/9	兼業等 8:30~17:15	8:30~19:00		23:30~24:00	00:30	1:00~4:00	7/23 8:30~10:30, 7/25 8:30~9:30
7/13(木)	46/18	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00 (23:00~24:00)				
7/14(金)	"	0:00~12:00	0:00~12:00	0:00~8:30 (0:00~5:00)	12:00~24:00	12:00	22:00~24:00	7/29 8:30~10:30
7/15(土)		休み			0:00~6:00	06:00		
7/16(日)		休み						
7/17(月)	24/9	8:30~17:15	9:30~22:00		22:00~24:00	02:00		
7/18(火)	24/9	兼業等 8:30~17:15	8:30~20:45		0:00~7:00 20:45~24:00	07:00 03:15		
7/19(水)	24/9(15題)	8:30~24:00	8:30~24:00		0:00~5:45	05:45	0:00~2:00	8/1 8:30~10:30
7/20(木)	"	0:00~1:30	0:00~1:30		1:30~8:30	07:00		7/21 8:30~10:30
7/21(金)	24/9	8:30~17:15	10:30~17:15		17:15~24:00	06:45	22:00~22:30 23:30~0:00	8/11 8:30~9:30
7/22(土)		休み			0:00~2:15	02:15	1:00~1:30	8/11 9:30~10:00
7/23(日)	24/9(許可有)	8:30~17:15 17:15~24:00	10:30~17:15 17:15~24:00	17:15~24:00 (17:15~24:00)	17:15~24:00	06:45	(23:30~24:00)	8/18 11:30~12:00
7/24(月)	"	0:00~8:30	0:00~8:30	0:00~8:30 (0:00~8:30)	0:00~2:15	02:15		
7/25(火)	24/9	兼業等 9:30~18:15	9:30~23:30		23:30~24:00	00:30		
7/26(水)	24/9	8:30~17:15	9:30~21:30		0:00~8:30 21:30~24:00	08:30 02:30		
7/27(木)	48/24	17:15~24:00	17:15~24:00	17:15~24:00	0:00~6:30	06:30		
7/28(金)	"	0:00~8:30	0:00~8:30	0:00~8:30	8:30~24:00	15:30	16:00~18:00	8/21 8:30~10:30
7/29(土)	24/9	8:30~17:15	10:30~12:30 (PM休)		0:00~8:30 12:30~21:30	08:30 09:00		
7/30(日)	24/9(許可有)	8:30~18:30	8:30~18:30	8:30~18:30 (8:30~18:30)	8:30~17:30	09:00	(12:00~13:00)	8/21 10:30~11:30
7/31(月)	24/9	8:30~17:15	8:30~21:00		21:00~24:00	03:00		
8/1(火)					0:00~6:00	06:00		

※上記資料は、立入検査の実施方法を説明するため、多くの事例を盛り込んだ資料としており、特定臨床研修医と特定臨床研修医以外の勤務状況が混在している等、架空の勤務状況の資料となっております。

# 立入検査にあたって提示が求められる資料の一覧

医師の働き方改革関連の検査項目について、提示が求められる資料の一覧は以下のとおり。

立入検査を実施する機関によって、提示を求める資料が異なる場合がありますので、その場合は、立入検査を実施する機関の指示に基づき対応して下さい。

項目	提示資料	対象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧</li> <li>長時間労働医師面接指導結果及び意見書</li> <li>面接指導実施医師養成講習会の修了証書</li> </ul>	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧 (※1. 面接指導の実施」と同じ一覧)</li> <li>措置の要否や措置の内容について記載された記録</li> </ul>	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が155時間超となった医師の一覧</li> <li>労働時間短縮のための必要な措置の内容について記載された記録</li> </ul>	
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定対象医師の名簿</li> <li>直近1年間のうち任意の1ヶ月分の勤務予定及び勤務時間の実績等の勤務状況が分かる資料</li> </ul>	特定労務管理対象機関

※特定労務管理対象機関：都道府県知事が、病院又は診療所であって、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められるものを、指定した特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関の総称。

# 医療機関へのご連絡事項等について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 医療機関へのご連絡事項

引き続き、立入検査の実施に向けた準備について進めていただくようお願いいたします。

- 2024年4月以降、医療法第25条第1項に基づく立入検査において、全医療機関を対象に医師の時間外・休日労働時間に応じた、適切な追加的健康確保措置の履行について、確認することとなります。

## 医療機関へのご連絡事項

- 面接指導及び勤務間インターバル・代償休息のルールが未履行であることを確認された場合には、改善に向けた取組が重要です。  
立入検査を実施する機関より、改善に向けて、医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」という。）に支援を依頼するよう医療機関に指導する場合があります。その際には、勤改センターへの支援を依頼し、改善の取組を実施することについて、適切にご対応いただくようお願い致します。  
(医療機関の改善の取組が十分になされない場合には、都道府県より改善命令や特例水準の取消の措置ができることとなっています。)
- 医療機関において、2024年4月以降の立入検査の円滑な実施に向けた必要なお準備をお願いいたします。



# 参考：医師の働き方改革に関する都道府県の権限等について

医師の働き方改革に関する都道府県の権限等（改善措置命令、罰則、指定取消）については以下のとおりです。

## 【改善措置命令】

都道府県知事は、正当な理由がなく、面接指導、労働時間短縮のための措置（時間外・休日労働時間155時間超え）、勤務間インターバル・代償休息についての必要な体制の整備や必要な措置を講じていないと認めるときは、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。当該命令を行使した場合には、その旨を都道府県労働局へ情報提供をすること。

★ 立入検査を通じて、改善に向けた指導を続けたが、都道府県知事が正当な理由がなく必要な体制の整備をしていないと認め、命令を行使した場合等についても同様に、都道府県労働局へ情報提供を行うこと。

## 【罰則、特定労務管理対象機関の指定の取消】

なお、当該命令に違反した場合には、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処することとなっており、また特定労務管理対象機関の指定を取り消すことができる。

### ○参考条文：医療法（抄）

【改善措置命令】（面接指導、労働時間短縮のための措置（時間外・休日労働時間155時間超え）、勤務間インターバル・代償休息）

第百十一条 都道府県知事は、病院又は診療所の管理者が、正当な理由がなく、第七十七条に規定する必要な体制の整備をしていないと認めるとき、第八十八条第一項の規定による面接指導を行っていないと認めるとき（同条第二項ただし書に規定する書面が提出されている場合及び同条第八項に規定する場合を除く。）又は同条第六項に規定する必要な措置を講じていないと認めるときは、当該病院又は診療所の開設者に対して、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第百二十六条 都道府県知事は、特定労務管理対象機関の管理者が、正当な理由がなく、第二百三十三条第一項本文又は第二項後段に規定する休息時間の確保を行っていないと認めるときは、当該特定労務管理対象機関の開設者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

【罰則】（面接指導、労働時間短縮のための措置（時間外・休日労働時間155時間超え）、勤務間インターバル・代償休息）

第百四十八条 第百十一条又は第百二十六条の規定に基づく命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第百四十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

【特定労務管理対象機関の指定の取消】（面接指導、労働時間短縮のための措置（時間外・休日労働時間155時間超え）、勤務間インターバル・代償休息）

第百七十七条 都道府県知事は、特定地域医療提供機関が次のいずれかに該当するときは、第百三十三条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

- 一 第百三十三条第一項に規定する業務がなくなつたと認められるとき。
- 二 第百三十三条第三項各号に掲げる要件を欠くに至つたと認められるとき。
- 三 指定に関し不正の行為があつたとき。
- 四 特定地域医療提供機関の開設者が第百十一条又は第百二十六条の規定に基づく命令に違反したとき。

# いきいき働く医療機関サポートWeb（いきサポ）

いきサポでは、面接指導と勤務間インターバルなど医療機関に必要とされる情報を集約しています。

The screenshot shows the homepage of the 'いきサポ' website. At the top, there is a navigation bar with a search function and a '最新センター一覧' button. Below the header, a main banner features the text '医療機関の勤務環境の改善に役立つ！' and 'いきサポでは、各種情報や医療機関の取り組み事例を紹介しています。'. The page is divided into several sections:

- Left Column:** A vertical list of featured content including '医師の働き方改革 解説スライド' (highlighted with a yellow callout '解説スライド'), '医師の働き方改革 eラーニング' (highlighted with a yellow callout 'eラーニング'), and '医師の働き方改革の制度解説・最新情報' (highlighted with a red callout '医師の働き方改革特設ページ').
- Center:** A large illustration of a doctor and a patient, with a yellow callout '初めての方向けページ' pointing to the '医師の働き方改革を学ぶのが初めての方はこちら' button.
- Right Column:** A vertical list of buttons for 'イベント開催案内' and '医療機関の取り組み事例紹介'.

動画で医師の働き方改革を解説

医師の働き方改革特設ページ

# いきいき働く医療機関サポートWeb（いきサポ）

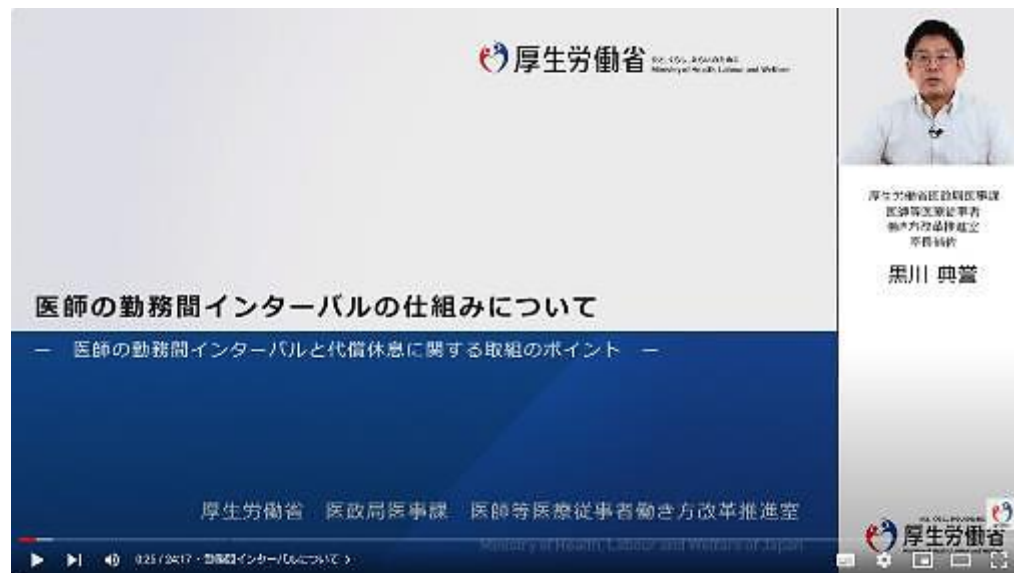
勤務間インターバルの制度に関する解説動画を「いきいき働く医療機関サポートWeb（いきサポ）」内で公開しています。



## 医師の働き方改革の制度解説ページ

本ページは医師の働き方改革の制度についての情報を掲載しているページです。医師の働き方改革については、厚生労働省が行う「トップマネジメント研修」や「医療機関の働き方改革セミナー」にご参加いただくことで、厚生労働省にも直接ご質問等いただくことが可能です。

## 医師の働き方改革 制度解説動画（勤務間インターバルの仕組みについて）

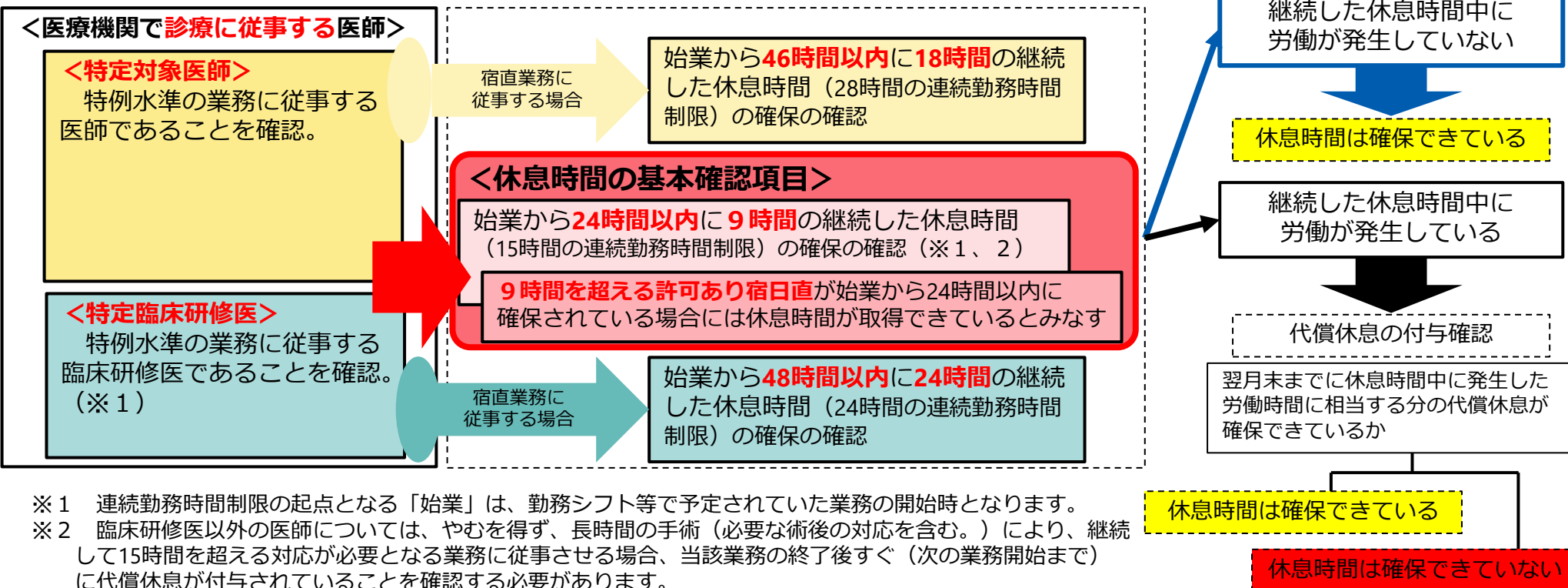


# 勤務間インターバル・代償休息の確保状況の確認の概要

勤務間インターバル・代償休息の確保について確認事項や確認のフローの概要は以下のとおり。

## 確認事項

- ① 特定対象医師が勤務する特定労務管理対象機関であるかどうか。
- ② 医師の勤務時間について「予定された始業」が定められ、勤務シフト等で管理されているかどうか。
- ③ 始業から一定時間（a,24時間 b,46時間）を経過するまでに、連続した休息时间（a,9時間 b,18時間）が確保されているかどうか。  
 （注1）aの業務に関して、9時間以上の許可あり宿日直に従事している場合には、休息时间が確保されたものとみなす。  
 （注2）bの業務に関して、許可のない宿日直業務に従事する勤務形態であること。  
 ※ 特定臨床研修医については、一定時間（a,24時間 b,48時間）を経過するまでに、連続した休息时间（a,9時間 b,24時間）が確保されていること。
- ④ 休息时间中に労働に従事した場合、その労働時間に相当する時間分の代償休息を、当該労働の発生した月の翌月末までに確保しているか。



※1 連続勤務時間制限の起点となる「始業」は、勤務シフト等で予定されていた業務の開始時となります。  
 ※2 臨床研修医以外の医師については、やむを得ず、長時間の手術（必要な術後の対応を含む。）により、継続して15時間を超える対応が必要となる業務に従事させる場合、当該業務の終了後すぐ（次の業務開始まで）に代償休息が付与されていることを確認する必要があります。

## 参考資料



# 4 勤務間インターバル・代償休息の確保

【 業務の開始から24時間が経過するまでに9時間の継続した休息時間を確保する場合 】

## (2) 勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認

勤務状況が分かる資料（イメージ）

① 業務の開始から24時間が経過するまでに9時間の継続した休息時間を確保する場合

○ 事前に予定された業務の開始時間から24時間が経過するまでに9時間の継続した休息時間が確保できているか確認。

○ 9時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	インターバル時間	時間数	インターバル中に発生したやむを得ない業務に従事した勤務時間	代償休息の付与日時
7/1 (土)		休み						
7/2 (日)		休み						
7/3 (月)	24/9	8:30~17:15	8:30~23:30		23:30~24:00	00:30		
7/4 (火)	24/9 (許可有)	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00 (17:15~24:00)	17:15~24:00	06:45	2:00~3:00	7/18 8:30~9:30
7/5 (水)	"	0:00~8:30	0:00~12:00	0:00~8:30 (0:00~8:30)	0:00~2:15	02:15		
7/6 (木)	24/9	8:30~17:15	8:30~21:00		21:00~24:00	03:00		
7/7 (金)	24/9	兼業等 8:30~17:15	8:30~22:00		0:00~6:00	06:00		
7/8 (土)		休み			22:00~24:00	02:00		
7/9 (日)	46/18	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00	0:00~7:00	07:00		
7/10 (月)	"	0:00~8:30	0:00~12:30	0:00~8:30	12:30~24:00	11:30		
7/11 (火)	24/9	兼業等 8:30~12:30	8:30~12:30		0:00~6:30	06:30		
	"	18:45~23:30	18:45~23:30		23:30~24:00	00:30		
7/12 (水)	24/9	兼業等 8:30~17:15	8:30~19:00		0:00~8:30	08:30	1:00~4:00	7/23 8:30~10:30、 7/25 8:30~9:30
7/13 (木)		休み			19:00~24:00	05:00		
7/14 (金)	46/18	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00 (23:00~24:00)	0:00~4:00	04:00		
7/15 (土)	"	0:00~12:00	0:00~12:00	0:00~8:30 (0:00~5:00)	12:00~24:00	12:00	22:00~24:00	7/29 8:30~10:30
7/16 (日)		休み			0:00~6:00	06:00		
7/17 (月)		休み						
7/18 (火)	24/9	8:30~17:15	9:30~22:00		22:00~24:00	02:00		
7/19 (水)	24/9	兼業等 8:30~17:15	8:30~20:45		0:00~7:00	07:00		
					20:45~24:00	03:15		
7/20 (木)	24/9 (15超)	8:30~24:00	8:30~24:00		0:00~5:45	05:45	0:00~2:00	8/1 8:30~10:30
7/21 (金)	"	0:00~1:30	0:00~1:30		0:00~8:30	07:00		7/21 8:30~10:30
	24/9	8:30~17:15	10:30~17:15		17:15~24:00	06:45	22:00~22:30 23:30~0:00	8/11 8:30~9:30
7/22 (土)		休み			0:00~2:15	02:15	1:00~1:30	8/11 9:30~10:00
7/23 (日)	24/9 (許可有)	8:30~17:15 17:15~24:00	10:30~17:15 17:15~24:00	17:15~24:00 (17:15~24:00)	17:15~24:00	06:45	(23:30~24:00)	8/18 11:30~12:00
7/24 (月)	"	0:00~8:30	0:00~8:30	0:00~8:30 (0:00~8:30)	0:00~2:15	02:15		
	24/9	兼業等 9:30~18:15	9:30~23:30		23:30~24:00	00:30		
7/25 (火)	24/9	8:30~17:15	9:30~21:30		0:00~8:30	08:30		
					21:30~24:00	02:30		
7/26 (水)		休み			0:00~6:30	06:30		
7/27 (木)	48/24	17:15~24:00	17:15~24:00	17:15~24:00				
7/28 (金)	"	0:00~8:30	0:00~8:30	0:00~8:30	8:30~24:00	15:30	16:00~18:00	8/21 8:30~10:30
7/29 (土)	"				0:00~8:30	08:30		
	24/9	8:30~17:15	10:30~12:30 (PM休)		12:30~21:30	09:00		
7/30 (日)	24/9 (許可有)	8:30~18:30	8:30~18:30	8:30~18:30 (8:30~18:30)	8:30~17:30	09:00	(12:00~13:00)	8/21 10:30~11:30
7/31 (月)	24/9	8:30~17:15	8:30~21:00		21:00~24:00	03:00		
8/1 (火)					0:00~6:00	06:00		

<宿日直について（用語解説）>

○許可あり宿日直（＝特定宿日直）

宿日直勤務で断続的な業務について、労働基準法施行規則第23条の許可を受けたもの。時間外・休日労働時間の時間数としては計上しない。

○許可なし宿日直

上記の許可を受けていない宿日直。

(注) 医療機関において、夜間帯の労働を所定労働時間の「夜勤」と整理している場合においても、医療機関内の規則等における夜勤業務の明確化により、通常の日勤業務よりも労働密度が低い業務であることが確認できる場合を含む。

※上記資料は、立入検査の実施方法を説明するため、多くの事例を盛り込んだ資料としており、特定臨床研修医と特定臨床研修医以外の勤務状況が混在している等、架空の勤務状況の資料となっております。

## 4 勤務間インターバル・代償休息の確保

【 業務の開始から24時間が経過するまでに9時間の継続した休息時間を確保する場合 】

### ① 業務の開始から24時間が経過するまでに9時間の継続した休息時間を確保する場合

- 事前に予定された業務の開始時間から**24時間が経過するまでに9時間の継続した休息時間**が確保できているか確認。
  - ①で勤務間インターバルが9時間確保されていることを確認
  - ②で勤務間インターバルが24時間が経過する前に確保されていることを確認
- 9時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。
  - ③で勤務間インターバル中にやむを得ない業務の発生の有無を確認。
  - ④で代償休息の取得について確認

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	①		③ インターバル中に発生したやむを得ない業務に従事した勤務時間	④ 代償休息の付与日時
					インターバル時間	時間数		
7/11 (火)	24/9 "	兼業等 8:30~12:30	8:30~12:30					
		18:45~23:30	18:45~23:30		23:30~24:00	00:30		
7/12 (水)	24/9	兼業等 8:30~17:15	8:30~19:00		0:00~8:30	08:30	1:00~4:00	7/23 8:30~10:30、 7/25 8:30~9:30
					19:00~24:00	05:00		
7/13 (木)		休み			0:00~4:00	04:00		

# 4 勤務間インターバル・代償休息の確保

## 【② 9時間の継続した許可あり宿日直がある勤務日】

### (2) 勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認

勤務状況が分かる資料 (イメージ)

#### ② 9時間の継続した許可あり宿日直がある勤務日

- 事前に予定された業務の開始時間から**24時間が経過する前に9時間の継続した許可あり宿日直が確保できているか確認。**
- 特定臨床研修医の場合は、許可あり宿日直中に業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。

#### 【補足・留意事項等】

- ・勤務間インターバルとみなす許可あり宿日直は9時間の継続した宿日直である必要がある。(例えば、5時間の許可あり宿日直の後、4時間以上の休息時間があっても不可。)
- ・特定臨床研修医の場合は、9時間の継続した許可あり宿日直中にやむを得ない業務が発生した場合、代償休息の付与が義務とされているため、付与の状況を確認。  
 なお、特定臨床研修医以外の特定対象医師については配慮義務であり、どのような配慮がなされているか確認。

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直 直従事時間)	インターバル時間	時間数	インターバル中に発生 したやむを得ない業務 に従事した勤務時間	代償休息の付与日時
7/1 (土)		休み						
7/2 (日)		休み						
7/3 (月)	24/9		8:30~17:15	8:30~23:30	23:30~24:00	00:30		
7/4 (火)	24/9 (許可有)	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00 (17:15~24:00)	0:00~8:30 17:15~24:00	08:30 06:45	2:00~3:00	7/18 8:30~9:30
7/5 (水)	"	0:00~8:30	0:00~12:00	0:00~8:30 (0:00~8:30)	0:00~2:15	02:15		
7/6 (木)	24/9	8:30~17:15	8:30~21:00		21:00~24:00	03:00		
7/7 (金)	24/9	兼業等 8:30~17:15	8:30~22:00		0:00~6:00 22:00~24:00	06:00 02:00		
7/8 (土)		休み			0:00~7:00	07:00		
7/9 (日)	46/18	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00				
7/10 (月)	"	0:00~8:30	0:00~12:30	0:00~8:30	12:30~24:00	11:30		
7/11 (火)	24/9	兼業等 8:30~12:30 18:45~23:30	8:30~12:30 18:45~23:30		0:00~6:30 23:30~24:00	06:30 00:30		
7/12 (水)	24/9	兼業等 8:30~17:15	8:30~19:00		0:00~8:30 19:00~24:00	08:30 05:00	1:00~4:00	7/23 8:30~10:30, 7/25 8:30~9:30
7/13 (木)		休み			0:00~4:00	04:00		
7/14 (金)	46/18	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00 (23:00~24:00)				
7/15 (土)	"	0:00~12:00	0:00~12:00	0:00~8:30 (0:00~5:00)	12:00~24:00	12:00	22:00~24:00	7/29 8:30~10:30
7/16 (日)		休み			0:00~6:00	06:00		
7/17 (月)		休み						
7/18 (火)	24/9	8:30~17:15	9:30~22:00		22:00~24:00	02:00		
7/19 (水)	24/9	兼業等 8:30~17:15	8:30~20:45		0:00~7:00 20:45~24:00	07:00 03:15		
7/20 (木)	24/9 (15超)	8:30~24:00	8:30~24:00		0:00~5:45	05:45	0:00~2:00	8/1 8:30~10:30
7/21 (金)	"	0:00~1:30 8:30~17:15	0:00~1:30 10:30~17:15		1:30~8:30 17:15~24:00	07:00 06:45	22:00~22:30 23:30~0:00	7/21 8:30~10:30 8/11 8:30~9:30
7/22 (土)		休み			0:00~2:15	02:15	1:00~1:30	8/11 9:30~10:00
7/23 (日)	24/9 (許可有)	8:30~17:15 17:15~24:00	10:30~17:15 17:15~24:00	17:15~24:00 (17:15~24:00)	17:15~24:00	06:45	(23:30~24:00)	8/18 11:30~12:00
7/24 (月)	"	0:00~8:30	0:00~8:30	0:00~8:30 (0:00~8:30)	0:00~2:15	02:15		
7/25 (火)	24/9	兼業等 9:30~18:15	9:30~23:30		23:30~24:00	00:30		
7/26 (水)		休み			0:00~8:30 21:30~24:00	08:30 02:30		
7/27 (木)	48/24	17:15~24:00	17:15~24:00	17:15~24:00				
7/28 (金)	"	0:00~8:30	0:00~8:30	0:00~8:30	8:30~24:00	15:30	16:00~18:00	8/21 8:30~10:30
7/29 (土)	24/9	8:30~17:15	10:30~12:30 (PM休)		0:00~8:30 12:30~21:30	08:30 09:00		
7/30 (日)	24/9 (許可有)	8:30~18:30	8:30~18:30	8:30~18:30 (8:30~18:30)	8:30~17:30	09:00	(12:00~13:00)	8/21 10:30~11:30
7/31 (月)	24/9	8:30~17:15	8:30~21:00		21:00~24:00	03:00		
8/1 (火)					0:00~6:00	06:00		

※上記資料は、立入検査の実施方法を説明するため、多くの事例を盛り込んだ資料としており、特定臨床研修医と特定臨床研修医以外の勤務状況が混在している等、架空の勤務状況の資料となっております。



## 4 勤務間インターバル・代償休息の確保

### 【 ② 9時間の継続した許可あり宿日直がある勤務日の確認方法 】

#### ② 9時間の継続した許可あり宿日直がある勤務日の確認方法

- 事前に予定された業務の開始時間から**24時間が経過する前に9時間の継続した許可あり宿日直**が確保できているか確認。
  - ①~②で事前に予定された業務の**開始時間から24時間以内に (②) 9時間の継続した許可あり宿日直 (①)**があることを確認。
- 特定臨床研修医の場合は、許可あり宿日直中に業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。
  - ③で勤務間インターバル（9時間の継続した許可あり宿日直）中にやむを得ない業務の発生の有無を確認。
  - ④で代償休息の取得について確認

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	インターバル時間	時間数	インターバル中に発生したやむを得ない業務に従事した勤務時間	代償休息の付与日時
7/4 (火)	24/9 (許可有)	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00 (17:15~24:00)	17:15~24:00	06:45		
7/5 (水)	"	0:00~8:30	0:00~12:00	0:00~ 8:30 (0:00~8:30)	0:00~2:15	02:15		
...								
7/23 (日)	24/9 (許可有)	8:30~17:15 17:15~24:00	10:30~17:15 17:15~24:00	17:15~24:00 (17:15~24:00)	17:15~24:00	06:45	(23:30~24:00)	8/18 11:30~12:00
7/24 (月)	"	0:00~8:30	0:00~8:30	0:00~ 8:30 (0:00~8:30)	0:00~2:15	02:15		
	24/9	兼業等 9:30~18:15	9:30~23:30		23:30~24:00	00:30		

# 4 勤務間インターバル・代償休息の確保

## 【 ③ 許可なし宿日直がある勤務日（特定臨床研修医以外の特定対象医師） 】

### (2) 勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認

勤務状況が分かる資料（イメージ）

#### ③ 許可なし宿日直がある勤務日（特定臨床研修医以外の特定対象医師）

- 事前に予定された業務の開始時間から**46時間**が経過する前に**18時間の継続した休息時間**が確保できているか確認。
- 18時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。

#### 【補足・留意事項等】

- ・ 事前に予定された業務の開始時間から28時間経過するまでに、許可なし宿日直があること。
- ・ 事前に予定された業務の開始時間から28時間経過するまでに、9時間未満の許可あり宿日直があっても構わない。
- ・ 18時間の継続した休息時間中に、許可あり宿日直を入れる予定は立てられないこと。

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直 直従事時間)	インターバル時間	時間数	インターバル中に発生 したやむを得ない業務 に従事した勤務時間	代償休息の付与日時
7/1 (土)		休み						
7/2 (日)		休み						
7/3 (月)		8:30~17:15	8:30~23:30		23:30~24:00	00:30		
7/4 (火)	24/9 (許可有)	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00 (17:15~24:00)	0:00~8:30 17:15~24:00	08:30 06:45	2:00~3:00	7/18 8:30~9:30
7/5 (水)	"	0:00~8:30	0:00~12:00	0:00~8:30 (0:00~8:30)	0:00~2:15	02:15		
7/6 (木)	24/9	8:30~17:15	8:30~21:00		21:00~24:00	03:00		
7/7 (金)	24/9	兼業等 8:30~17:15	8:30~22:00		0:00~6:00 22:00~24:00	06:00 02:00		
7/8 (土)		休み			0:00~7:00	07:00		
7/9 (日)	46/18	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00				
7/10 (月)	"	0:00~8:30	0:00~12:30	0:00~8:30	12:30~24:00	11:30		
7/11 (火)					0:00~6:30	06:30		
7/12 (水)	24/9	兼業等 8:30~12:30 18:45~23:30	8:30~12:30 18:45~23:30		23:30~24:00	00:30		
7/12 (水)	24/9	兼業等 8:30~17:15	8:30~19:00		0:00~8:30 19:00~24:00	08:30 05:00	1:00~4:00	7/23 8:30~10:30、 7/25 8:30~9:30
7/13 (木)		休み			0:00~4:00	04:00		
7/14 (金)	46/18	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00 (23:00~24:00)				
7/15 (土)	"	0:00~12:00	0:00~12:00	0:00~8:30 (0:00~5:00)	12:00~24:00	12:00	22:00~24:00	7/29 8:30~10:30
7/16 (日)		休み			0:00~6:00	06:00		
7/17 (月)		休み						
7/18 (火)	24/9	8:30~17:15	9:30~22:00		22:00~24:00	02:00		
7/19 (水)	24/9	兼業等 8:30~17:15	8:30~20:45		0:00~7:00 20:45~24:00	07:00 03:15		
7/20 (木)	24/9 (15超)	8:30~24:00	8:30~24:00		0:00~5:45	05:45	0:00~2:00	8/1 8:30~10:30
7/21 (金)	"	0:00~1:30	0:00~1:30		1:30~8:30	07:00		7/21 8:30~10:30
7/21 (金)	24/9	8:30~17:15	10:30~17:15		17:15~24:00	06:45	22:00~22:30 23:30~0:00	8/11 8:30~9:30
7/22 (土)		休み			0:00~2:15	02:15	1:00~1:30	8/11 9:30~10:00
7/23 (日)	24/9 (許可有)	8:30~17:15 17:15~24:00	10:30~17:15 17:15~24:00	17:15~24:00 (17:15~24:00)	17:15~24:00	06:45	(23:30~24:00)	8/18 11:30~12:00
7/24 (月)	"	0:00~8:30	0:00~8:30	0:00~8:30 (0:00~8:30)	0:00~2:15	02:15		
7/24 (月)	24/9	兼業等 9:30~18:15	9:30~23:30		23:30~24:00	00:30		
7/25 (火)	24/9	8:30~17:15	9:30~21:30		0:00~8:30 21:30~24:00	08:30 02:30		
7/26 (水)		休み			0:00~6:30	06:30		
7/27 (木)	48/24	17:15~24:00	17:15~24:00	17:15~24:00				
7/28 (金)	"	0:00~8:30	0:00~8:30	0:00~8:30	8:30~24:00	15:30	16:00~18:00	8/21 8:30~10:30
7/29 (土)	"				0:00~8:30	08:30		
7/29 (土)	24/9	8:30~17:15	10:30~12:30 (PM休)		12:30~21:30	09:00		
7/30 (日)	24/9 (許可有)	8:30~18:30	8:30~18:30	8:30~18:30 (8:30~18:30)	8:30~17:30	09:00	(12:00~13:00)	8/21 10:30~11:30
7/31 (月)	24/9	8:30~17:15	8:30~21:00		21:00~24:00	03:00		
8/1 (火)					0:00~6:00	06:00		

※上記資料は、立入検査の実施方法を説明するため、多くの事例を盛り込んだ資料としており、特定臨床研修医と特定臨床研修医以外の勤務状況が混在している等、架空の勤務状況の資料となっております。

## 4 勤務間インターバル・代償休息の確保

### 【 ③ 許可なし宿日直がある勤務日（特定臨床研修医以外の特定対象医師） 】

#### ③ 許可なし宿日直がある勤務日

- 事前に予定された業務の開始時間から**46時間が経過する前に18時間の継続した休息时间**が確保できているか。
  - ①で勤務間インターバルが18時間確保されていることを確認
  - ②で勤務間インターバルが46時間が経過する前に確保されていることを確認
- 18時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。
  - ③で勤務間インターバル中にやむを得ない業務の発生の有無を確認。
  - ④で代償休息の取得について確認

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	①		③ インターバル中に発生したやむを得ない業務に従事した勤務時間	④ 代償休息の付与日時
					インターバル時間	時間数		
7/14 (金)	46/18	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00 (23:00~24:00)	12:00~24:00	12:00	22:00~24:00	7/29 8:30~10:30
7/15 (土)	"	0:00~12:00	0:00~12:00	0:00~8:30 (0:00~5:00)	0:00~6:00	06:00		
7/16 (日)		休み						
7/17 (月)		休み						

# 4 勤務間インターバル・代償休息の確保

【③' 業務の開始時間から48時間が経過する前に24時間の継続した休息時間を確保する場合（特定臨床研修医）】

## (2) 勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認

勤務状況が分かる資料（イメージ）

③' 業務の開始時間から48時間が経過する前に24時間の継続した休息時間を確保する場合（特定臨床研修医）

- 事前に予定された業務の開始時間から**48時間が経過する前に24時間の継続した休息時間**が確保できているか確認。
- 24時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。

【補足・留意事項等】

- ・ 24時間以上の休息確保後に業務が発生した場合は、代償休息の確保は不要
- ・ 24時間の継続した休息時間中に、許可あり宿日直を入れる予定は立てられないこと。
- ・ 事前に予定された業務の開始時間から15時間経過するまでに、「9時間以上の継続した許可あり宿日直」がある場合は、当該ケースではなく、「継続した9時間以上の許可あり宿日直」がある場合になる。

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可ありの宿日直従事時間)	インターバル時間	時間数	インターバル中に発生したやむを得ない業務に従事した勤務時間	代償休息の付与日時
7/1 (土)		休み						
7/2 (日)		休み						
7/3 (月)	24/9	8:30~17:15	8:30~23:30		23:30~24:00	00:30		
7/4 (火)	24/9 (許可有)	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00 (17:15~24:00)	0:00~8:30 17:15~24:00	08:30 06:45	2:00~3:00	7/18 8:30~9:30
7/5 (水)	"	0:00~8:30	0:00~12:00	0:00~8:30 (0:00~8:30)	0:00~2:15	02:15		
7/6 (木)	24/9	8:30~17:15	8:30~21:00		21:00~24:00	03:00		
7/7 (金)	24/9	兼業等 8:30~17:15	8:30~22:00		0:00~6:00	06:00		
7/8 (土)		休み			0:00~7:00	07:00		
7/9 (日)	46/18	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00				
7/10 (月)	"	0:00~8:30	0:00~12:30	0:00~8:30	12:30~24:00	11:30		
7/11 (火)	24/9	兼業等 8:30~12:30 18:45~23:30	8:30~12:30 18:45~23:30		0:00~6:30	06:30		
7/12 (水)	24/9	兼業等 8:30~17:15	8:30~19:00		0:00~8:30 19:00~24:00	08:30 05:00	1:00~4:00	7/23 8:30~10:30, 7/25 8:30~9:30
7/13 (木)		休み			0:00~4:00	04:00		
7/14 (金)	46/18	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00 (23:00~24:00)				
7/15 (土)	"	0:00~12:00	0:00~12:00	0:00~8:30 (0:00~5:00)	12:00~24:00	12:00	22:00~24:00	7/29 8:30~10:30
7/16 (日)		休み			0:00~6:00	06:00		
7/17 (月)		休み						
7/18 (火)	24/9	8:30~17:15	9:30~22:00		22:00~24:00	02:00		
7/19 (水)	24/9	兼業等 8:30~17:15	8:30~20:45		0:00~7:00 20:45~24:00	07:00 03:15		
7/20 (木)	24/9 (15超)	8:30~24:00	8:30~24:00		0:00~5:45	05:45	0:00~2:00	8/1 8:30~10:30
7/21 (金)	"	0:00~1:30	0:00~1:30		1:30~8:30	07:00		
	24/9	8:30~17:15	10:30~17:15		17:15~24:00	06:45	22:00~22:30 23:30~0:00	7/21 8:30~10:30 8/11 8:30~9:30
7/22 (土)		休み			0:00~2:15	02:15	1:00~1:30	8/11 9:30~10:00
7/23 (日)	24/9 (許可有)	8:30~17:15 17:15~24:00	10:30~17:15 17:15~24:00	17:15~24:00 (17:15~24:00)	17:15~24:00	06:45	(23:30~24:00)	8/18 11:30~12:00
7/24 (月)	"	0:00~8:30	0:00~8:30	0:00~8:30 (0:00~8:30)	0:00~2:15	02:15		
7/25 (火)	24/9	兼業等 9:30~18:15	9:30~23:30		23:30~24:00	00:30		
7/26 (水)	24/9	8:30~17:15	9:30~21:30		0:00~8:30 21:30~24:00	08:30 02:30		
7/27 (木)		休み			0:00~6:30	06:30		
7/28 (金)	48/24	17:15~24:00	17:15~24:00	17:15~24:00				
7/28 (金)	"	0:00~8:30	0:00~8:30	0:00~8:30	8:30~24:00	15:30	16:00~18:00	8/21 8:30~10:30
7/29 (土)	"	0:00~8:30	0:00~8:30	0:00~8:30	0:00~8:30	08:30		
	24/9	8:30~17:15	10:30~12:30 (PM体)		12:30~21:30	09:00		
7/30 (日)	24/9 (許可有)	8:30~18:30	8:30~18:30	8:30~18:30 (8:30~18:30)	8:30~17:30	09:00	(12:00~13:00)	8/21 10:30~11:30
7/31 (月)	24/9	8:30~17:15	8:30~21:00		21:00~24:00	03:00		
8/1 (火)					0:00~6:00	06:00		

※上記資料は、立入検査の実施方法を説明するため、多くの事例を盛り込んだ資料としており、特定臨床研修医と特定臨床研修医以外の勤務状況が混在している等、架空の勤務状況の資料となっております。

## 4 勤務間インターバル・代償休息の確保

【③' 業務の開始時間から48時間が経過する前に24時間の継続した休息時間を確保する場合（特定臨床研修医）】

③' 特定臨床研修医において業務の開始時間から48時間が経過する前に24時間の継続した休息時間を確保する場合

- 特定臨床研修医において、事前に予定された業務の開始時間から**48時間が経過する前に24時間の継続した休息時間**が確保できているか。
  - ①で勤務間インターバルが24時間確保されていることを確認
  - ②で勤務間インターバルが48時間が経過する前に確保されていることを確認
- 24時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。
  - ③で勤務間インターバル中にやむを得ない業務の発生の有無を確認。
  - ④で代償休息の取得について確認

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	①		③ インターバル中に発生したやむを得ない業務に 従事した勤務時間	④ 代償休息の付与日時
					インターバル時間	時間数		
7/27 (木)	48/24	17:15～24:00	17:15～24:00	17:15～24:00				
7/28 (金)	"	0:00～8:30	0:00～8:30	0:00～8:30	8:30～24:00	15:30	16:00～18:00	8/21 8:30～10:30
7/29 (土)	24/9	8:30～17:15	10:30～12:30 (PM休)		0:00～8:30	08:30		
					12:30～21:30	09:00		

# 4 勤務間インターバル・代償休息の確保

## 【④ 15時間超の予定された業務に従事する場合】

### (2) 勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認

勤務状況が分かる資料（イメージ）

#### ④ 15時間超の予定された業務に従事する場合（特定臨床研修医以外の特定対象医師）

- 15時間を超えた予定勤務時間分について、次の業務の開始までに代償休息が付与されていることを確認。  
(ex:17時間の予定された手術に従事した場合、2時間分について、次の業務の開始までに代償休息を付与)
- 代償休息の時間とあわせて9時間の継続した休息時間が確保されていることを確認。
- 上記の休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、翌月末までに代償休息が確保されているか確認。

#### 【補足・留意事項等】

- ・ 予定された同一の手術（必要な術後の対応を含む）に従事する場合であることが必要。
- ・ 継続して15時間を超えることが予定された同一の業務は、休憩時間を含む、15時間超の時間であること。
- ・ 特定臨床研修医は、当該業務には従事させることが出来ないため、特定臨床研修医以外の特定対象医師であること。

日付	パターン	勤務予定 (休憩1時間含む)	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	インターバル時間	時間数	インターバル中に発生したやむを得ない業務に従事した勤務時間	代償休息の付与日時
7/1 (土)		休み						
7/2 (日)		休み						
7/3 (月)	24/9	8:30~17:15	8:30~23:30		23:30~24:00	00:30		
7/4 (火)	24/9 (許可有)	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00 (17:15~24:00)	0:00~8:30 17:15~24:00	08:30 06:45	2:00~3:00	7/18 8:30~9:30
7/5 (水)	"	0:00~8:30	0:00~12:00	0:00~8:30 (0:00~8:30)	0:00~2:15	02:15		
7/6 (木)	24/9	8:30~17:15	8:30~21:00		21:00~24:00	03:00		
7/7 (金)	24/9	兼業等 8:30~17:15	8:30~22:00		0:00~6:00 22:00~24:00	06:00 02:00		
7/8 (土)		休み			0:00~7:00	07:00		
7/9 (日)	46/18	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00				
7/10 (月)	"	0:00~8:30	0:00~12:30	0:00~8:30	12:30~24:00	11:30		
7/11 (火)	24/9	兼業等 8:30~12:30 18:45~23:30	8:30~12:30 18:45~23:30		0:00~6:30 23:30~24:00	06:30 00:30		
7/12 (水)	24/9	兼業等 8:30~17:15	8:30~19:00		0:00~8:30 19:00~24:00	08:30 05:00	1:00~4:00	7/23 8:30~10:30, 7/25 8:30~9:30
7/13 (木)		休み			0:00~4:00	04:00		
7/14 (金)	46/18	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00 (23:00~24:00)				
7/15 (土)	"	0:00~12:00	0:00~12:00	0:00~8:30 (0:00~5:00)	12:00~24:00	12:00	22:00~24:00	7/29 8:30~10:30
7/16 (日)		休み			0:00~6:00	06:00		
7/17 (月)		休み						
7/18 (火)	24/9	8:30~17:15	9:30~22:00		22:00~24:00	02:00		
7/19 (水)	24/9	兼業等 8:30~17:15	8:30~20:45		0:00~7:00 20:45~24:00	07:00 03:15		
7/20 (木)	24/9 (15超)	8:30~24:00	8:30~24:00		0:00~5:45	05:45	0:00~2:00	8/1 8:30~10:30
7/21 (金)	"	0:00~1:30	0:00~1:30		1:30~8:30	07:00		7/21 8:30~10:30
	24/9	8:30~17:15	10:30~17:15		17:15~24:00	06:45	22:00~22:30 23:30~0:00	8/11 8:30~9:30
7/22 (土)		休み			0:00~2:15	02:15	1:00~1:30	8/11 9:30~10:00
7/23 (日)	24/9 (許可有)	8:30~17:15 17:15~24:00	10:30~17:15 17:15~24:00	17:15~24:00 (17:15~24:00)	17:15~24:00	06:45	(23:30~24:00)	8/18 11:30~12:00
7/24 (月)	"	0:00~8:30	0:00~8:30	0:00~8:30 (0:00~8:30)	0:00~2:15	02:15		
	24/9	兼業等 9:30~18:15	9:30~23:30		23:30~24:00	00:30		
7/25 (火)	24/9	8:30~17:15	9:30~21:30		0:00~8:30 21:30~24:00	08:30 02:30		
7/26 (水)		休み			0:00~6:30	06:30		
7/27 (木)	48/24	17:15~24:00	17:15~24:00	17:15~24:00				
7/28 (金)	"	0:00~8:30	0:00~8:30	0:00~8:30	8:30~24:00	15:30	16:00~18:00	8/21 8:30~10:30
7/29 (土)	"				0:00~8:30	08:30		
	24/9	8:30~17:15	10:30~12:30 (PM休)		12:30~21:30	09:00		
7/30 (日)	24/9 (許可有)	8:30~18:30	8:30~18:30	8:30~18:30 (8:30~18:30)	8:30~17:30	09:00	(12:00~13:00)	8/21 10:30~11:30
7/31 (月)	24/9	8:30~17:15	8:30~21:00		21:00~24:00	03:00		
8/1 (火)					0:00~6:00	06:00		

※上記資料は、立入検査の実施方法を説明するため、多くの事例を盛り込んだ資料としており、特定臨床研修医と特定臨床研修医以外の勤務状況が混在している等、架空の勤務状況の資料となっております。

# 4 勤務間インターバル・代償休息の確保

## 【④ 15時間超の予定された業務に従事する場合】

### ④ 15時間超の予定された業務に従事する場合

○ 15時間を超えた予定勤務時間分について、次の業務の開始までに代償休息が付与されていることを確認。

- ④で15時間を超えた予定勤務時間分の代償休息が、次の業務の開始までに付与されていることを確認。  
(ex:17時間(休憩時間が含む)の予定された手術に従事した場合、2時間分の代償休息を次の業務の開始までに付与)
- ①で上記の代償休息の時間とあわせて勤務間インターバルが9時間確保されていることを確認。

○ 9時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。

- ③で勤務間インターバル中にやむを得ない業務の発生の有無を確認。
- ④で代償休息の取得について確認

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	①		③	④
					インターバル時間	時間数	インターバル中に発生したやむを得ない業務に従事した勤務時間	代償休息の付与日時
7/20 (木)	24/9 (15超)	8:30～24:00	8:30～24:00					
7/21 (金)	24/9	0:00～1:30 8:30～17:15	0:00～1:30 10:30～17:15		1:30～8:30 17:15～24:00	07:00 06:45	22:00～22:30 23:30～0:00	7/21 8:30～10:30 8/11 8:30～9:30
7/22 (土)		休み			0:00～2:15	02:15	1:00～1:30	8/11 9:30～10:00

# 医療法第25条第1項に基づく立入検査にかかる検査項目について

医療法第25条第1項に基づく立入検査について、医師の働き方改革に関連する検査項目の根拠は以下のとおり。

## 【医師の労働時間短縮等に関する指針】（厚生労働省告示第7号（令和4年1月19日））

### ○第3 各関係者が取り組むべき推奨事項等

- 1 (3) 八 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、**面接指導**（新医療法第108条1項の面接指導をいう。3の(3)のイにおいて同じ。）、**同条第5項(※1)及び第6項(※2)の規定による措置並びに新医療法第123条第1項本文及び第2項後段の規定(※3)による休息時間の確保**（以下「追加的健康確保措置」と総称する。）の履行確保のため、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査において、医療機関における追加的健康確保措置の実施状況の確認を行い、医療機関に対し必要な助言・指導を行うこと。

※1 面接指導実施後、面接指導実施医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに講じる労働時間短縮のための措置

※2 時間外・休日労働時間が月155時間超となった医師に対する遅滞のない労働時間短縮のための必要な措置

※3 連携B・B・C水準の特定対象医師に対する義務となる休息・代償休息の確保

## 【医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ】（令和2年12月22日）

### 第1 医師の時間外労働の上限規制に関して、医事法制・医療政策における措置を要する事項

#### 2 追加的健康確保措置の義務化及び履行確保に係る枠組み

#### (2) 履行確保の枠組み

- 医事法制・医療政策における義務等であることから、都道府県が追加的健康確保措置の実施を確認することとなるが、その際、医療法第25条第1項に規定する立入検査の中で確認することとする。立入検査は、全医療機関に対して原則毎年1回実施されており、最低年1回、各医療機関において時間外労働時間に応じた面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル等の追加的健康確保措置が適切に実施されているかを確認し、必要に応じて指導、改善命令を行うこととする。

#### (3) 改善に向けた取組

- また、都道府県が医療法第25条第1項の立入検査の中で**労働関係法令違反につながるおそれのある状況を発見する場合**も考えられる。その場合、まず、**医療勤務環境改善支援センターと連携して支援**を行い、それでも改善が見込まれない場合には、**都道府県労働局へ情報提供を行う**。



# 医療法第25条第1項に基づく立入検査にかかる関連規定

医療法第25条第1項に基づく立入検査について、医師の働き方改革に関連する検査項目の関係規定は以下のとおり。

## 面接指導（1 / 3）

### ○医療法（抄）

- 第八十八条 病院又は診療所の管理者は、当分の間、当該病院又は診療所に勤務する医師のうち、各月の労働時間の状況が厚生労働省令で定める要件に該当する者（以下この条において「面接指導対象医師」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師（面接指導対象医師に対し、面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行うのに適切な者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。以下この条において「面接指導実施医師」という。）による面接指導を行わなければならない。
- 面接指導対象医師は、前項の規定により病院又は診療所の管理者が行う面接指導を受けなければならない。ただし、当該管理者の指定した面接指導実施医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の面接指導実施医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を当該管理者に提出したときは、この限りでない。
  - 病院又は診療所の管理者は、面接指導実施医師に対し、厚生労働省令で定めるところにより、面接指導対象医師の労働時間に関する情報その他の面接指導実施医師が面接指導を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。
  - 病院又は診療所の管理者は、第一項又は第二項ただし書の規定による面接指導の結果に基づき、当該面接指導対象医師の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、面接指導実施医師の意見を聴かななければならない。
  - 病院又は診療所の管理者は、前項の規定による面接指導実施医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導対象医師の実情を考慮して、厚生労働省令で定めるところにより、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講じなければならない。
  - 病院又は診療所の管理者は、面接指導対象医師について、各月の当該面接指導対象医師の労働時間の状況が特に長時間であるものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、労働時間の短縮のために必要な措置を講じなければならない。
  - 病院又は診療所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項ただし書の規定による面接指導、第四項の規定による面接指導実施医師の意見の聴取並びに前二項の規定による措置の内容を記録し、これを保存しなければならない。
  - 面接指導対象医師に対し、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の八第一項の規定による面接指導（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）が行われている場合には、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による面接指導を行うことを要しない。

### ○医療法施行規則（抄）

#### （面接指導の実施方法等）

- 第六十三条 病院又は診療所の管理者は、面接指導対象医師に対し、次に掲げる事項を確認し、時間外・休日労働時間が一箇月について百時間に達するまでの間に面接指導（法第八十八条第一項に規定する面接指導をいう。以下同じ。）を行わなければならない。ただし、特定地域医療提供機関（法第一百三十一条に規定する特定地域医療提供機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（第一百条において「特定地域医療提供医師」という。）、連携型特定地域医療提供機関（法第一百八条第一項に規定する連携型特定地域医療提供機関をいう。以下同じ。）から他の病院又は診療所に派遣される医師（同項に規定する派遣に係るものに限る。第一百条において「連携型特定地域医療提供医師」という。）、技能向上集中研修機関（法第一百九条第一項に規定する技能向上集中研修機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（第一百条において「技能向上集中研修医師」という。）及び特定高度技能研修機関（法第二百条第一項に規定する特定高度技能研修機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（第一百条において「特定高度技能研修医師」という。）以外の面接指導対象医師について、当該確認の結果、疲労の蓄積が認められない場合は、病院又は診療所の管理者は、当該面接指導対象医師に対し、時間外・休日労働時間が一箇月について百時間に達するまでの間に、又は百時間以上となつた後遅滞なく面接指導を行うものとする。
- 当該面接指導対象医師の勤務の状況
  - 当該面接指導対象医師の睡眠の状況
  - 当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況
  - 前二号に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況
  - 面接指導を受ける意思の有無

# 医療法第25条第1項に基づく立入検査にかかる関連規定

医療法第25条第1項に基づく立入検査について、医師の働き方改革に関連する検査項目の関係規定は以下のとおり。

## 面接指導（2 / 3）

○医療法施行規則（抄）

（面接指導における確認事項）

第六十四条 面接指導実施医師（法第百八条第一項に規定する面接指導実施医師をいう。以下同じ。）は、面接指導を行うに当たっては、面接指導対象医師に対し、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- 一 当該面接指導対象医師の勤務の状況
- 二 当該面接指導対象医師の睡眠の状況
- 三 当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況
- 四 前二号に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況

（面接指導実施医師の要件）

第六十五条 法第百八条第一項の厚生労働省令で定める面接指導実施医師の要件は、次のとおりとする。

- 一 面接指導対象医師が勤務する病院又は診療所の管理者でないこと。
- 二 医師の健康管理を行うのに必要な知識を修得させるための講習を修了していること。

（医師の希望する面接指導実施医師による面接指導の証明）

第六十六条 法第百八条第二項ただし書の書面は、当該面接指導対象医師の受けた面接指導について、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- 一 面接指導の実施年月日
- 二 当該面接指導対象医師の氏名
- 三 面接指導を行つた面接指導実施医師の氏名
- 四 当該面接指導対象医師の睡眠の状況
- 五 当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況
- 六 前二号に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況

（面接指導実施医師に対する情報の提供）

第六十七条 法第百八条第三項の厚生労働省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 面接指導対象医師の氏名及び当該面接指導対象医師の第六十三条各号に掲げる事項に関する情報
- 二 前号に掲げるもののほか、面接指導対象医師の業務に関する情報であつて、面接指導実施医師が面接指導を適切に行うために必要と認めるもの

2 法第百八条第三項の規定による情報の提供は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 前項第一号に掲げる情報 第六十三条の規定による確認を行つた後、速やかに提供すること。
- 二 前項第二号に掲げる情報 面接指導実施医師から当該情報の提供を求められた後、速やかに提供すること。

（面接指導の結果についての面接指導実施医師からの意見聴取）

第六十八条 面接指導（法第百八条第二項ただし書の場合において当該面接指導対象医師が受けたものを含む。第七十一条において同じ。）の結果に基づく法第百八条第四項の規定による面接指導実施医師からの意見聴取は、当該面接指導が行われた後（同条第二項ただし書の場合にあつては、当該面接指導対象医師が当該面接指導の結果を証明する書面を病院又は診療所の管理者に提出した後）、遅滞なく行わなければならない。

# 医療法第25条第1項に基づく立入検査にかかる関連規定

医療法第25条第1項に基づく立入検査について、医師の働き方改革に関連する検査項目の関係規定は以下のとおり。

## 面接指導（3 / 3）

○医療法施行規則（抄）

（面接指導対象医師に講ずべき措置）

第六十九条 法第百八条第五項の措置は、当該病院又は診療所の管理者がその必要があると認めるときは、遅滞なく行わなければならない。

（労働時間の状況が特に長時間である面接指導対象医師に講ずべき措置）

第七十条 法第百八条第六項の厚生労働省令で定める要件は、時間外・休日労働時間が一箇月について百五十五時間を超えた者であることとする。

2 法第百八条第六項の措置は、面接指導対象医師が前項の要件に該当した場合は、遅滞なく行わなければならない。

（面接指導結果の記録の作成及び保存）

第七十一条 病院又は診療所の管理者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

2 前項の記録は、第六十四条各号に掲げる事項、第六十六条各号に掲げる事項、法第百八条第四項の規定により聴取した面接指導実施医師の意見並びに同条第五項及び第六項の規定による措置の内容を記載したものでなければならない。

3 病院又は診療所の管理者は、第一項の記録の作成を電磁的記録を使用して行う場合は、当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

4 病院又は診療所の管理者は、第一項の記録の保存を電磁的記録を使用して行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

5 病院又は診療所の管理者が、前項の電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

（法第百八条第八項の厚生労働省令で定める要件）

第七十二条 法第百八条第八項の厚生労働省令で定める要件は、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）附則第十九条の規定により行われるものであることとする。

# 医療法第25条第1項に基づく立入検査にかかる関連規定

医療法第25条第1項に基づく立入検査について、医師の働き方改革に関連する検査項目の関係規定は以下のとおり。

## ○勤務間インターバル、代償休息（1／3）

### ○医療法（抄）

第百二十三条 特定労務管理対象機関の管理者は、当該特定労務管理対象機関に勤務する医師のうち、その予定されている労働時間の状況が厚生労働省令で定める要件に該当する者（以下この条及び次条において「特定対象医師」という。）に対し、当該特定対象医師ごとに厚生労働省令で定める業務の開始から厚生労働省令で定める時間を経過するまでに、厚生労働省令で定めるところにより、継続した休息時間を確保しなければならない。ただし、当該業務の開始から厚生労働省令で定める時間を経過するまでに、厚生労働省令で定めるところにより特定対象医師を宿日直勤務に従事させる場合は、この限りでない。

2 特定労務管理対象機関の管理者が、厚生労働省令で定めるやむを得ない理由により、前項の規定により確保することとした休息時間（以下この項において「休息予定時間」という。）中に特定対象医師を労働させる必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、当該休息予定時間中に当該特定対象医師を労働させることができる。この場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、当該休息予定時間の終了後に、当該特定対象医師に対し、当該休息予定時間中に労働をさせた時間に相当する時間の休息時間を確保しなければならない。

3 第一項ただし書の場合において、当該特定労務管理対象機関の管理者は、当該宿日直勤務中に、当該特定対象医師を労働させたときは、当該宿日直勤務後に、当該特定対象医師に対し、厚生労働省令で定めるところにより、必要な休息時間を確保するよう配慮しなければならない。

4 災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、特定労務管理対象機関の管理者は、当該特定労務管理対象機関の所在地の都道府県知事の許可を受けて、その必要の限度において第一項本文及び第二項後段の規定による休息時間の確保を行わないことができる。ただし、事態急迫のために当該都道府県知事の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

5 前項ただし書の規定による届出があつた場合において、都道府県知事が第一項本文及び第二項後段の規定による休息時間の確保を行わなかつたことを不相当と認めるときは、その後に必要な休息時間を確保すべきことを、命ずることができる。

### ○医療法施行規則（抄）

（特定対象医師の要件）

第百十条 法第百二十三条第一項の厚生労働省令で定める要件は、特定地域医療提供医師、連携型特定地域医療提供医師、技能向上集中研修医師又は特定高度技能研修医師であつて、一年について時間外・休日労働時間が九百六十時間を超えることが見込まれる者であることとする。

（法第百二十三条第一項の厚生労働省令で定める業務の開始）

第百十一条 法第百二十三条第一項の厚生労働省令で定める業務の開始（第百十三条、第百十四条第二項及び第百十七条第一項において単に「業務の開始」という。）は、事前に予定された業務の開始とする。

# 医療法第25条第1項に基づく立入検査にかかる関連規定

医療法第25条第1項に基づく立入検査について、医師の働き方改革に関連する検査項目の関係規定は以下のとおり。

## ○勤務間インターバル、代償休息（2 / 3）

### ○医療法施行規則（抄）

（法第百二十三条第一項本文の継続した休息時間の確保方法）

第百十二条 法第百二十三条第一項本文の厚生労働省令で定める時間は、技能向上集中研修機関である医師法第十六条の二第一項の都道府県知事の指定する病院において法第百十九条第一項に規定する業務に従事する医師（同項第一号に定める医師であつて、特定対象医師（法第百二十三条第一項に規定する特定対象医師をいう。以下同じ。）である者に限る。以下「特定臨床研修医」という。）以外の特定対象医師については、次に掲げるいずれかの時間とする。

- 一 二十四時間
- 二 四十六時間

2 法第百二十三条第一項本文の厚生労働省令で定める時間は、特定臨床研修医については、次に掲げるいずれかの時間とする。

- 一 二十四時間
- 二 四十八時間

第百十三条 法第百二十三条第一項の継続した休息時間は、特定臨床研修医以外の特定対象医師については、次に掲げるいずれかの方法により確保しなければならない。

- 一 業務の開始から前条第一項第一号に掲げる時間を経過するまでに、九時間の継続した休息時間を確保すること。
  - 二 業務の開始から前条第一項第二号に掲げる時間を経過するまでに、十八時間の継続した休息時間を確保すること（当該特定対象医師を宿日直勤務（特定宿日直勤務を除く。）に従事させる場合であつて、前号に掲げる方法により継続した休息時間を確保することとしない場合に限る。）。
- 2 法第百二十三条第一項の継続した休息時間は、特定臨床研修医については、次の各号に掲げるいずれかの方法により確保しなければならない。
- 一 業務の開始から前条第二項第一号に掲げる時間を経過するまでに、九時間の継続した休息時間を確保すること。
  - 二 業務の開始から前条第二項第二号に掲げる時間を経過するまでに、二十四時間の継続した休息時間を確保すること（やむを得ない理由により前号に掲げる方法により継続した休息時間を確保することができない場合に限る。）。

（法第百二十三条第一項ただし書の宿日直勤務）

第百十四条 法第百二十三条第一項ただし書の厚生労働省令で定める時間は、二十四時間とする。

2 法第百二十三条第一項ただし書の特定対象医師を宿日直勤務に従事させる場合は、業務の開始から前項の時間を経過するまでに、当該特定対象医師を特定宿日直勤務に継続して九時間従事させる場合とする。

（やむを得ず十五時間を超えることが予定された同一の業務等に従事させる場合）

第百十五条 特定臨床研修医以外の特定対象医師を継続してやむを得ず十五時間を超えることが予定された同一の業務に従事させる場合にあつては、当該特定対象医師について、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該業務に係る時間のうち十五時間を超える時間については、法第百二十三条第二項の休息予定時間中に労働をさせた時間とみなし、同項の規定を適用する。

2 法第百二十三条第一項の規定により特定臨床研修医を特定宿日直勤務に従事させる場合は、同条第三項の規定にかかわらず、当該特定臨床研修医が当該特定宿日直勤務に従事する時間は、休息予定時間（同条第二項に規定する休息予定時間をいう。以下同じ。）とみなして同条第二項の規定を適用する。

（休息予定時間中に労働させることがやむを得ない理由）

第百十六条 法第百二十三条第二項の厚生労働省令で定めるやむを得ない理由は、特定臨床研修医以外の特定対象医師については、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務が発生したこととする。

2 法第百二十三条第二項の厚生労働省令で定めるやむを得ない理由は、特定臨床研修医については、臨床研修の機会を確保するために、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務（臨床研修を適切に修了するために必要な業務に限る。）が発生した場合に速やかに当該業務に従事できるよう休息予定時間中に特定臨床研修医を待機させる場合又は特定臨床研修医を特定宿日直勤務に従事させる場合であつて、当該休息予定時間中又は当該特定宿日直勤務中に当該業務が発生したこととする。

# 医療法第25条第1項に基づく立入検査にかかる関連規定

医療法第25条第1項に基づく立入検査について、医師の働き方改革に関連する検査項目の関係規定は以下のとおり。

## ○勤務間インターバル、代償休息（3／3）

### ○医療法施行規則（抄）

（休息予定時間中に労働をさせた時間に相当する時間の休息時間の確保）

第百十七条 法第百二十三条第二項の休息予定時間中に労働をさせた時間に相当する時間の休息時間は、特定臨床研修医以外の特定対象医師については、当該休息予定時間の終了後当該労働が発生した日の属する月の翌月末日までの間にできるだけ早期に確保しなければならない。ただし、第百十五条第一項の規定により特定対象医師を継続してやむを得ず十五時間を超えることが予定された同一の業務に従事させる場合にあつては、当該業務の終了後次の業務の開始までの間に当該休息時間を確保するものとする。

2 法第百二十三条第二項の休息予定時間中に労働をさせた時間に相当する時間の休息時間は、特定臨床研修医については、当該休息予定時間の終了後当該労働が発生した日の属する研修期間（診療科ごとの研修期間をいう。以下この項において同じ。）の末日又は当該労働が発生した日の属する月の翌月末日のいずれか早い日までの間に確保しなければならない。ただし、当該労働が発生した日の属する研修期間の末日が当該労働が発生した日の属する月の翌月末日前である場合であつて、やむを得ない理由により当該研修期間の末日までの間に当該休息時間を確保することが困難である場合には、当該休息予定時間の終了後当該労働が発生した日の属する月の翌月末日までの間にできるだけ早期に当該休息時間を確保するものとする。

（特定宿日直勤務中に労働させた場合の必要な休息時間の確保）

第百十八条 特定労務管理対象機関の管理者は、法第百二十三条第三項の規定により、特定宿日直勤務中に労働させた特定対象医師に対し、必要な休息時間を確保する場合は、当該特定宿日直勤務後当該労働が発生した日の属する月の翌月末日までの間に、当該労働の負担の程度に応じ必要な休息時間を確保するよう配慮しなければならない。

（継続した休息時間の確保に関する記録及び保存）

第百十九条 特定労務管理対象機関の管理者は、特定対象医師に対する法第百二十三条第一項本文及び第二項後段の規定による休息時間の確保に関する記録を作成し、これを五年間保存しておかななければならない。

2 特定労務管理対象機関の管理者は、前項の記録の作成を電磁的記録を使用して行う場合は、当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

3 特定労務管理対象機関の管理者は、第一項の記録の保存を電磁的記録を使用して行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。  
一 作成された電磁的記録を当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法  
二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

4 特定労務管理対象機関の管理者が、前項の電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。